

平成 2 2 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 2 年 3 月 9 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 2 名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	1 0 番	向 後 悦 世
1 1 番	景 山 岩三郎	1 2 番	滑 川 公 英
1 3 番	嶋 田 哲 純	1 4 番	柴 田 徹 也
1 5 番	木 内 欽 市	1 6 番	佐久間 茂 樹
1 7 番	日 下 昭 治	1 8 番	林 俊 介
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	高 橋 利 彦
2 1 番	林 正一郎	2 2 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	渡 辺 清 一	総 務 課 長	平 野 哲 也

秘書広報課長	米 本 壽 一	企 画 課 長	堀 江 隆 夫
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	増 田 富 雄	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 課 長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	林 清 明
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長	伊 藤 浩
事 務 局 長	堀 川 茂 博	農 事 務 局 長	石 鍋 秀 和
国 民 宿 舎 人 支 配 人		病院事務次長	
病院經理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） おはようございます。平成22年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

まず1点目、防犯灯の管理一切を市で見ることができないかどうか、2点目、がん対策について、3点目、医療費の無料化について、4点目、放課後児童健全育成事業について、5点目、地上デジタル放送の簡易チューナーの給付について、6点目、火災警報器の徹底について質問いたします。

まず1点目、防犯灯の管理一切を市で見ることができないかどうか。

（1）防犯灯の設置の要望について。

現在の防犯灯の設置の要望は、区長からの提出で受け付けています。しかし、区員として所属していない人からの要望については、受け付けていないとのこと。区員として所属していない人でも旭市の市民です。防犯灯の管理一切を市で見ることとなれば、広く市民の

声を聞くことができ、犯罪の予防にもつながるのではないかと考えますが、質問いたします。

(2) 防犯灯の修理について。

防犯灯の電球の切れ、風水害にての被害で修理しなければならないこととか起こったときに、市で管理をしていれば、電話 1 本で工事、修理のことも、市の中の工事をする業者に公平に発注ができるのではないかと考えます。

(3) 電気代の費用について。

旭市として、何本の防犯灯があるのか把握をしているのでしょうか。何本あるか分かれば、東京電力と交渉をして、市として防犯灯の電気代一括支払いができないか質問いたします。

2 点目、がん対策について。

(1) 女性特有のがん検診推進事業について。

子宮頸がんは、多くの女性がワクチン接種することによって予防できると言われています。しかし、費用が 1 回につき 1 万円以上で、3 回の接種が必要なため、4 万円から 6 万円かかると、高額な経済的負担がかかる。その予防ワクチン接種の費用は助成できないか質問いたします。

また、一定の年齢に達した女性に対し、市区町村で行う子宮頸がん及び乳がんについて、検診の無料クーポン券と検診手帳を配布する事業に財政支援を行うとなっています。対象者は全国で 740 万人となっております。旭市としては 4,525 名がいます。早期発見、早期治療を推進するためにも、検診率アップのためにも、市として周知を徹底し、女性の健康を守るために応援していただきたいと考えます。

3 点目、医療費の無料化について。

(1) 小学 3 年生までの医療費の無料化について。

旭市として、現在、平成 20 年 4 月 1 日から乳幼児医療費の助成を小学校就学前までに対象者を拡大されました。しかし、千葉県森田健作知事は、2010 年度の予算案の発表で、医療費の無料化を小学校 3 年生まで拡大するとしました。旭市としては、県、近隣市町の動向を見て対応と言われておりましたが、県としての方針が発表がありました。旭市としては、何月より実施の方向か質問いたします。

(2) 中学 3 年生までの入院費の無料化について。

次に、子ども医療費助成では、現行の就学前までの入院費を中学卒業時まで無料化を発表しているところもあります。我が旭市としても、県の方針にのっとった助成がいつから実現できるのか、また、中学 3 年生までの無料化については、市としては考えているのかどうか、

質問いたします。

4 点目、放課後児童健全育成事業について。

(1) 放課後児童クラブの受け入れについて。

下校後、家庭において、適当な保護を受けられない児童の生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図るとなっています。平成21年度、中央小学校において試行した小学4年生から6年生までの児童を対象にした放課後子どもサポート事業を統合し、受け入れ可能な児童クラブにおいて、適当な保護を受けられない児童の生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図ると、本年度事業内容に書かれております。

国としては、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、現行は補助単価242万6,000円、40人以上は302万6,000円と予算が出ています。そして、受け入れ可能なクラブは決まったのでしょうか。

先日、テレビで放課後の児童クラブの様子が放映され、興味深く見た話を聞きました。その内容は、子どもたちの個性に応じて内容を変え、本を読みたい子どもが年間30冊読みましたと言っていたようです。また、珠算の希望者については、4けたの暗算を5分以内で10問やり切る子ども、書道クラブでは、筆の動きも鮮やかでとても頼もしく思った。その上に、各クラブごとに教師はついておらず、生徒が自主的に取り組み、ときどき教師が見回るという放送だった。未来の卓球の愛ちゃん、ゴルフの石川遼を見る思いがしたと言っていました。放課後の児童クラブの理想的な成功例ではないかと考えます。

5 点目、地上デジタル放送の簡易チューナーの給付について。

今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は平成23年7月で終了し、その後は地上デジタル放送になります。そして、現在のテレビに簡易チューナーをつけなければ放送を見ることができなくなります。たびたびの広報でお知らせはしておりますが、どの程度施行されたかわからない状況です。見られなくなってからでは遅いと考えます。お互いに声をかけ合って、徹底をしていかなければと思います。無償で給付できる世帯に対して、周りで声をかけてあげて、安心をさせてあげたいと思います。

対象者はNHKの放送受信料が全額免除世帯、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人）がいる世帯で、かつ世帯が市民税非課税の世帯、生活保護などの公的扶助を受けている世帯となっています。各区に声をかけて、周知徹底ができないか質問いたします。

6 点目、火災警報器の設置の徹底について。

旭市では、平成20年6月1日にすべての住宅の寝室部分に設置が義務化されました。先日より火災による死亡事故が多発しています。まだ警報器を取りつけていない世帯があるのではないかと考えます。警報器を取りつけるにも費用がかかります。その補助金は、65歳以上低所得者の寝たきり老人、ひとり暮らしの老人、障害者等級2級以上の人に給付となっています。火災のときに逃げ遅れるのもこの対象の世帯ではないかと考えます。やはり先の質問と同じく、各区に声をかけ合って、周知徹底を急ぐことを各区長へ声かけできないか質問いたします。また、市全体でも火災警報器の設置が全世帯にできるように、再度、周知を徹底してはと考えます。

以上で1回目の質問を終わります。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

- 市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁をいたします。

私のほうから、3番目の医療費の無料化についてということでお答えをさせていただきます。あとの質問に対しましては、担当の課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

医療費の無料化についてというご質問がありました。

小学校3年までの医療費の無料化について、このことでありますが、乳幼児医療費の助成につきましては、現在、小学校就学前までを対象としておりますが、千葉県において、本年12月より子ども医療費助成事業と改称して、補助対象を小学校3年生まで拡大することとなりました。これに合わせて、旭市においても12月診療分より小学校3年生まで助成対象を拡大したいと考えております。

2番目の中学校3年生までの入院費の無料化についてであります。子ども手当の支給など、子育て支援策を実施することから、現在のところ、無料化するという考えはありませんが、今後とも千葉県及び近隣市町の動向に留意をしながら、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（林 一哉） 総務課長。

- 総務課長（平野哲也） それでは、1点目の質問でございます。

防犯灯の管理を一切市で見ることができないかというご質問の中で、1点目に、防犯灯の

設置の要望の関係でございます。防犯灯の設置要望につきましては、地元の区長が区の要望を取りまとめまして、市のほうに申請をしていただいて、現地の調査をした後に、防犯灯を設置する、現在のシステムはこういうような形になっております。また、ご質問の中で、区に所属していないと防犯灯は設置できないということでしたけれども、これは一概に全部駄目ということではございません。市としましては、区に加入していない方からの要望があった場合でも、市で現地を調査いたしまして、後に区長と協議をいたしまして、また申請をしていただいて、設置する場合もございます。

それから、防犯灯の設置手続きについては、防犯講演会あるいは防犯組合役員会の会議席上などで事あるごとに説明をして広く要望が出るようにということで、啓発をいたしております。また、設置後の維持管理につきましては、現在のところ、地元区において適正な維持管理をお願いしているというところでございます。

質問が2番、3番とつながりますけれども、2番目ですけれども、防犯灯の修理について、維持管理費を市でとのことでございますけれども、維持管理費につきましては、防犯灯設置を要望された地元区において、修繕を含めまして適正な維持管理ということで地元でこれはお願いしております。また、維持管理費につきましては、合併の平成17年度から年額1灯2,000円を助成しております。これは年間で二千四・五百円ということですので、8割方補助をいたしております。

維持管理費につきましては、防犯灯の電球交換、あるいは電気代を賄う費用となりますけれども、区が防犯灯の維持管理を行うことによりまして、防犯灯の場所を把握したり、あるいは地区における危険な場所等を確認していただくということになりますので、地域における安全意識の啓蒙にこれがつながっているんじゃないかということで私どもは考えております。ですから、当面は現行の制度で対応したいということでございます。

次に、3点目でございますけれども、防犯灯は何本あるのか、あるいは電気代の費用についてということでございますけれども、防犯灯の数、平成22年1月現在の防犯灯設置件数ですけれども、全体で4,670灯でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは私のほうからがん対策について、女性特有のがん検診推進事業についてですけれども、2点ご質問にございましたけれども、1点目の子宮頸がんの予防接種費用の助成はできないかというご質問でございますが、平成21年度国内で助成

を実施している市町村はございませんが、平成22年度から全国で7市町村が実施を予定しているような状況でありますので、今後の国内及び県内の市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の女性特有のがん検診推進事業については、旭市においても子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図ることを目的として、子宮頸がんについては20歳から40歳までの5歳ごと、乳がんについては40歳から60歳までの5歳ごとの女性を対象として、平成22年度事業の実施を予定しております。

また、受診率の向上のためにも周知徹底をということでございますが、3月号及び4月号の広報紙への掲載、健康カレンダーを市ホームページに掲載するとともに全戸に配布、また、防災無線等によりまして周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、20歳から30歳までの2歳ごとの女性に受診勧奨通知を発送したところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの受け入れについてお答えを申し上げたいと存じます。

放課後児童健全育成事業については、小学校1年生から3年生までの児童を対象に実施しておりますが、平成22年度より受け入れ可能な児童クラブについては、小学校4年生以降の児童も受け入れ、下校後家庭において適切な保護を受けられない児童の健全な育成と事故防止を図ってまいります。

平成22年度の申し込みでございますが、4年生以降の児童の申し込み数は2月末現在、4年生37名、5年生6名、6年生はありませんでした。計43名でございます。ほかに、夏休み等長期休業中のみの利用希望者が8名ございます。一部の児童クラブでは定員を超過している申し込みがありますけれども、指導員の配置等により、できる限り受け入れていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、5番目の地上デジタル放送の簡易チューナーの給付についてご答弁申し上げます。

議員からお話をいただきましたように、平成23年7月以降、各家庭で地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送に対応したテレビを購入するか、または専用チューナーを購入して、現在のアナログテレビに接続するなどの対応が必要となってまいります。

国におきましては、地上デジタル放送の受信機器につきましては、視聴者の自己負担、これを原則としているところでございます。経済的な弱者に対する支援としましては、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯に対し、簡易なチューナーの無償給付を行います。具体的には、給付の対象となる世帯を訪問し、簡易チューナーを設置するものでございます。

この支援の対象となる世帯は議員からお話が合った世帯でございまして、繰り返しになりますが、生活保護の公的扶助を受けている、そういう世帯、それから障害者がいる世帯でかつ世帯全員が市町村民税の非課税の世帯などとなっております。

この制度のPRにつきましては、既に広報でお知らせをしているところでございますけれども、今後とも申し込みに遺漏のないように、広報を活用したPR、また障害者福祉会などの当事者団体、保護者団体などを通じたPRを積極的に行ってまいります。

なお、生活保護世帯に関しましては、直接面談をする機会、これを通じまして、現在までに個別に申し込み手続きの支援を行ってまいりましたけれども、今後とも、毎月の面談の機会を通じ、漏れのないように個別に支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、住宅用火災警報器の設置状況と普及活動についてお答えをいたします。

まず、旭市における住宅用火災警報器の普及率につきましては、毎年市内4地区で行われております水産まつり、産業まつり等で、昨年、一昨年に設置状況等についてアンケート調査を実施いたしました。その結果、設置の義務化については74%の方が知っているとの回答を得ておりますが、設置率につきましては43.5%となっております。

現在の設置推進の対応としましては、広報あさひへの掲載及び春と秋の火災予防運動には消防本部発行のしょうぼうだよりを全世帯に配布し、早期設置を呼びかけております。

また、事業所における救急講習や避難訓練、各種イベント会場での広報、市内公共施設、巡回バス車内へのポスターの掲示等、視覚的な広報活動を実施しております。

また、小・中学生を対象とした防火ポスター展には、一昨年から住宅用火災警報器を題材に募集し、市内4か所で展示をしております。

当市における普及率は、国の52%、県の55.7%を下回っておりますので、今後も各種イベント等、積極的に参加をいたしまして、全世帯への早期設置を目指して、普及活動を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 高齢者世帯への火災警報機の設置についてお答えいたします。

高齢者への助成策として、旭市高齢者日常生活用具給付等事業において実施しております。対象者は寝たきり高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯で、かつ所得要件が生活保護世帯や前年度の所得税非課税世帯でございます。

事業の周知については、これまでも高齢者とかかわりの深い民生委員、介護支援事業所のケアマネージャー等に周知を図ってまいりましたが、今後さらに市の広報あさひなどを通じまして周知を徹底いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目の防犯灯の管理一切を市で見ることができないかの（1）の防犯灯の設置の要望についてのことでございます。これは提案でございますが、やはり市が窓口となって、設置の要望を広く市民の要望を聞いていただきたいと思います。

また、特に子どもたちが通う通学路ですが、まだまだ暗い道がたくさんあります。先日も不審者が出たとのこと。生徒が集団下校で帰りますが、最後は一人になったとき大変心配です。市としても、もっと積極的に考えていただきたいと思います。犯罪が起きてからでは遅いのではないかと考えます。いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 具体的に通学路というお話でございますけれども、まだまだ足りないところもあるという認識は私どもも持っております。それはまた地元の区長、あるいは学校関係者、そういったところで協議しまして、できるだけできるような形で努力をしてまいりたいということで考えております。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） やはり通学路の暗い道でございますが、別に柵をとって、教育費だとか、

またいろんな面で今の枠では少ないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 予算枠ということでございますけれども、今のところ、だいたい定期的に、すぐやってくれということですが、すぐということとはできない場合もございますけれども、これは今のところ、要望いただいたところはだいたい消化できているんじゃないかなということ考えております。

ただ、市全体を見たときに、いわゆる田んぼの中の道までもということになると、この辺はまた、どこまでやったらいいのかというところがございます。この辺はまた、研究課題ということにさせていただきたいと思います。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

- 8番（伊藤房代） 次に、（２）の防犯灯の修理について質問させていただきます。

防犯灯が壊れたりしたとき、費用は全額区で支払うようになるので、ぜひとも市で管理していただけたらと考えます。

区の負担も軽くなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） これは、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、だいたい定額灯でございますので、場所によって若干違いますけれども、年間の電気代が2,400円から2,500円ということのようでございます。これにつきましては、今2,000円ということで打ち切りの補助なんですけれども、換算しますと約8割ぐらいになろうかと。修理代というところでございますけれども、この辺につきましては地元区でお願いしているというところでございます。

これは、合併前に旧1市3町で制度がばらばらでございました。維持管理費を持つところ、補助金で出すところ、設置を全部市町でやっているところ、設置についても、1万円くらいしか補助でやらないところ、実際2万5,000円くらいかかるんですけれども、これを全部市で持っているところ、旧旭市とかですね、旧飯岡町ですか、ここはもう全額市で設置をしていたということで、ほかの2町が1万円の補助で、そういったものがばらばらでしたけれども、設置、維持管理、これを合併後に統一しまして、今の設置は全部市、それから維持管理については2,000円ということで定着しております。しばらくこの形でやりたいなというこ

とで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） （3）の電気代の費用について再質問させていただきます。

今、1基に対して2,000円の助成金が入るとのことですが、その電気代を、一括支払いを市でやっていただいたほうが経費がかからないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは先ほども申し上げましたように、定額灯でございますので、市が全部払ったから安くなるとかそういうものではないと思います。

これを全額市が持てばというお話ですが、これは先ほどの話に通ずることになってしまうんですけれども、そうしますと、やはり地元での意識といいますか、そういった地元の安全意識というところがどうなのかなと、あそこもつける、ここもつけるというような形に全額丸抱えというところになりはしないかと、この辺はもう少し勉強させていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 例えば、東京電力への一括支払いのほうが振込料とか、そういう面ではいかが安くなるのか、その辺伺いたいします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは市が全部持つてということは市に一本で請求が来ますから、市からの払い、今現在は各地区で確かに払っていただいている。そうすると、ちょっと差額は出るのかどうか、ちょっと私も勉強不足で持っておりませんけれども、今は市のほうから区のほうへ補助金という形で、これは区長にお出ししているという状況でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 一括支払いのほうが、やはり振込料なども安くなるのではないかというふうに思いますけれども、また調べていただきたいと思います。

大きな2点目に移らせていただきます。

（1）女性特有のがん検診推進事業についての子宮頸がん予防ワクチン接種について、再質問させていただきます。

国に先んじてワクチン接種への公費助成を表明する自治体が全国で今広がっております。例えば、年12月にいち早く助成実施を表明した新潟県魚沼市では、12歳の女子を対象に、費用の全額助成を検討しています。また、埼玉県志木市、兵庫県明石市でも、小学6年生から中学3年生の女子を対象に全額助成を行う方向です。さらに、名古屋市や東京都杉並区、同渋谷区、栃木県大田原市、同下野市、同日光市、新潟県南魚沼市が次々に助成実施を表明するなど、予防ワクチンへの関心が高まっています。

ぜひ旭市としても子宮頸がん予防ワクチン接種への費用の全額助成はできないか、小学6年生から中学3年生の女子を対象にできないかどうか質問いたします。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） 議員も申し上げられましたけれども、全国でまだ7自治体ぐらいということで、ワクチンの承認も昨年12月に承認されたばかりでございまして、実施自治体がまだ少ないという状況でございます。今、少子化の状況等、そういう対策などからも、母体保護という観点からも、必要性については認識はしておりますが、もうしばらく、近隣、国内、県下でもまだほとんどない状況などで、もう少し様子を見させていただきたいと、このように考えております。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

- 8番（伊藤房代） 子宮頸がんはワクチンと検診でほぼ100%予防できるとあります。ですので、ぜひとも市としても考えていただきたいと思います。市長のお考えはいかがでしょうか。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） 今、課長のほうから答弁がありましたように、前向きに検討をしていかなければならないこととは認識をしております。そしてまた、旭市の市内の中で子宮頸がんがどのくらい今発病しているのかということも、まだ詳しい内容につきまして掌握をしておきませんので、そういった部分で、いろいろ対外的な部分も含めまして検討を加えていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

- 8番（伊藤房代） 子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布する対象者に対して、期間内に受診されるよう周知徹底をしていただきたいと思います。期間内にでき

るように、これからいろいろな方法で周知徹底をしていただきたいと思います。

6点目の火災警報器の再質問をさせていただきます。

先ほど、高齢者福祉課長のほうで、民生委員やケアマネージャーを通じて再度申告をして、火災警報器の設置について徹底していただきたいと思いますので、その辺を再度徹底をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議員おっしゃられたことにつきましては、再度私どものほうで、地域ケア会議という、ケアマネージャーのお集まりがございます。そういう中で、この事業について徹底を図りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 先ほど、消防長のほうからいろいろ対策をお聞きしましたけれども、今後、火災警報器の設置のための対策で、ほかに何か今後やっていくものはございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 啓発活動ですけれども、いろいろあろうかと思えますけれども、近隣の状況を見ましてもほとんどこのような活動でございまして、これからも啓発活動につきましては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 市全体でも、もっともっと火災警報器の設置の重要性を訴え、PRしていく必要があると思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

向 後 悦 世

○議長（林 一哉） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（ 10 番 向後悦世 登壇 ）

- 10番（向後悦世） 10番、向後悦世です。平成22年度第1回定例議会において一般質問をいたします。

市長の政治姿勢についてお尋ねするものであります。

事業見直しについて。

私が平成22年度の予算編成の基本的な考え方をお聞きしましたら、市長は、事業の取捨選択をしながら新規事業やソフト事業にも力を入れていく。そして、市債を財源とする建設事業は厳選し、必要最小限の発行にして、実質公債費比率を下げていきます、今後の事業展望等を詳しく打ち合わせをし、公園事業や下水道事業等、いろんな部分で交付金があるからやるということだけでなく、やらないというような我慢をするよう指示し、各事業も見直しを指示したということですが、一方では、継続事業は計画どおりきちっとやれという指示もしています。

これは見直しはせずにやれということです。旭市には優秀な職員がいっぱいいます。職員は市長の本音を見抜いて予算編成をした結果が22年度の予算案であると思います。職員は責任はありませんよ。責任はすべて市長です。市長は選挙公約の最重要部分で市民に対し大うそをついたわけです。重大な責任があります。市長は選挙公報でも公園、下水道、人件費等をはっきり見直すといったことを忘れましたか。ちゃんと旭市選挙公報にここに公約として書かれております。鳩山首相も何度も国民に謝罪していますが、市長は市民の皆さんに謝罪しますか。それとも責任をとって辞任しますか。明確な答弁をお願いします。

市長は、市民を一堂に集める場所や施設を作りたいと話をしていますが、どんな構想があるのか具体的にお尋ねいたします。

市長は地区懇談会などでも、市民の皆さんに、国も県も我が市も財政が厳しいので我慢してほしいと言っていますが、どのような我慢が必要となるのか具体的にお尋ねいたします。

市営住宅A棟、これは双葉町ですが、これ以外は耐用年数が超えたとして空き家になると解体してきましたが、木造の空き家8戸、ブロック空き家が3戸、空き家になっても約2年以上解体もしない理由をお尋ねいたします。

飯岡中学校整備について。

土地条件の調査はどんな内容だったのかお尋ねいたします。

教育環境の調査内容はどんな経緯で決定したのかお尋ねいたします。

観光の拠点づくりについて。

旧飯岡町の計画、漁港の売店施設は、旭市にとって何よりも最優先と考えてもおかしくな

い事業と提案したら、市長もそのとおりだと思っているとのことでした。検討委員会、各分野から選ばれました皆さんに検討していただきたいとの答弁でしたが、今どのような段階になっているのかお尋ねいたします。

いいおか荘のリニューアル工事について。

いいおか荘支配人に見学依頼を受けて、説明を受けました。早急に修繕が必要な箇所が何か所がありました。リニューアルしたと言える状態まで整備したなら、もう2億円ぐらいはお金がかかるとの説明でした。市長はどう思うかお尋ねいたします。

質問の内容は市長の政治姿勢についてであります。

1、各事業の見直しについて。

(1) 市民を一堂に集める場所や施設。

(2) 国も県も我が市も財政が厳しいので市民にどのような我慢が必要になるのか。

2番目として市営住宅についてお尋ねします。

大きな3番目、飯岡中学校の整備について。

(1) 土地条件の調査は。

(2) 教育環境の調査は。

4番目、観光の拠点づくりについて。

旧飯岡町の計画、漁港売店施設は。

(2) いいおか荘のリニューアル工事であります。

なお、答弁は市長にお願いいたします。

再質問は通告書の順に自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 向後悦世議員の一般質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢ということで、かなり厳しい口調で質問がありました。

経済、財政が非常に厳しい中で、最初に公約したようなことがやっていないのではないかなというようなことであります。

今回の予算案につきまして、当初は予算編成の中で、各課長に昨年の予算を下回るような予算を編成してくれというような申し入れをしました。正直言って、今年、子ども手当13億円ぐらい増えました。その中で差し引きますと、だいたい昨年並みの予算というようなこと

で予算編成ができたわけであります。そのことも、一つはそれぞれの担当課の方々が見直しをしての予算編成だと、そんなように理解をしているところであります。

また、公園、下水道、道路につきましてもご指摘がありましたけれども、一応の見通しは立てました。公園は平成22年度事業で一応凍結をする。下水道事業は今最初の都市計画決定をされます一時的な範囲内で、その先のことは拡大はしないと。その下水道は202ヘクタールを終わったらやめるということも伝えております。道路は、やはり必要でもあるし、いろんな部分の生活道路の問題もあります。そういった部分で、なかなかこれは縮減はできない部分であります。前期基本計画にのっているもの、新市建設計画の中で取り上げたもの、そういったものを精査をしながら、順次、スピードを上げてやる部分というようなことで検討していただきまして、今、そういった予算づくりになったわけであります。

また、一堂に集める場所や施設ということではありますが、施設を作りたいということは言った覚えがありませんけれども、合併して4年半が過ぎた今、新旭市に一番必要なことは、7万人市民一人ひとりが合併してよかった、旭市に生まれ、そして住んでよかったと感じられる、心が通い合うまちづくりが必要と考えております。合併後5年を迎えるわけでありますけれども、今までは、合併したからこそやれる事業、合併したからこそやらなければならない事業をこの5年間でやってきているわけであります。

そしてまた、いつも言っていることでありますけれども、国の支援の終期がもう5年で終わるわけであります。そういった部分を見据えながら、今やらなければその5年先、10年先といったらやれないというような部分の事業が大変多くあるわけでありまして、そういった部分で今、取捨選択、精査をしながら、取り組んでいるところであります。

旭市は、全国的に見ても大変恵まれている地域であり、平坦な地形と温暖な気候のもと、豊かな食に恵まれ、優れた医療・福祉環境が整っております。このすばらしい市をさらに豊かにするためには、先ほども申しましたように、市民一人ひとりの力を結集し、心の一体感、人と人とのつながりを欠かせないと考えておるところであります。

新たな施設を作るのではなく、既存の場所を最大限に利用していき、全体が一緒にやれる文化事業やスポーツ事業を推進していきたいと、そんなように考えて、市民を一堂に集める場所でのそういった一体感の構築のための事業をやりたいということであります。

先日、東総工業高校での卒業式に臨みました。生徒の代表の答辞の中で、入学して、いつもは10月にやるスポーツ大会を5月にやったということでありました。1年生というのは、どこから来るのか分からない大勢の知らない人同士が仲間になる、クラスになるわけであり

ます。5月にスポーツ大会をやったということでコミュニケーションがとれ、一気に仲間意識ができた、学校の楽しい学園というものができ上がった、そんなような答辞がありました。

そういったことも考え合わせてみまして、東総運動場は干潟町時代に大変な苦勞をして作った運動施設であります。今、旭市が合併して、あのところへ行ったことがある人が何人くらいいるのでしょうか。そういった部分でも、やはり旭市の住民が今ある施設を十分に利用しながら一体感を作ると、そういったものをやっていかなければならないと、そんなように思っているところであります。併せて、水産まつりや産業まつり、文化祭など、多くの一体感を持てる、そんなきずなづくりを醸成していきたいと、そんなような思いでいるところであります。

市営住宅については、担当の課のほうが詳しいと思いますので、担当課のほうに答弁をいたさせます。

飯岡中学校の整備につきましては、昨日、大勢の皆さん方からご質問がありました。私の時代になって、今年、公園施設、スポーツふれあい公園を使わないというような決断をいたしました。それは、きちんと法をクリアしてから、法を遵守してからでなければやれないと、行政が法を怪しいようなときにその施設を作ってはいけなないと、そんなような思いの中で、きちんと法をクリアしてから、学校、そしてまた学校整備はやっていこうというような思いで、スポーツふれあい広場は使わないということに決定をしたわけであります。

次の観光の拠点づくりでありますけれども、計画でありました飯岡町の漁港売店施設ということでお尋ねがありました。

合併前1市3町それぞれにおいて、道の駅構想やいろんな部分での直売所の構想があったと思っております。建設構想があったと聞いております。旧飯岡町についても、いいおかみなと公園を拠点とする飯岡漁港交流施設整備基本計画が平成17年6月に策定されておりますが、建設主体や運営主体についての検討がかたまらなかったため、合併以来進んでいませんでした。私も直売所が必要だと考えております。平成22年度においては、直売所等の検討委員会を設置するため予算を計上させていただきました。農産物をはじめとする本市特産物の販売促進を図り、商工業と連携した地産地商の推進と市外から来訪される方々の交流の場、観光客誘致の拠点としての直売施設の建設に向けた検討をしてまいりたい、そのように考えております。

今後、検討委員会の中で、市民が交流し憩える場、旭市のPRの場、農水産物が求められ

る場、車の流れなどの交通量の問題、さまざまな視点から建設場所も含めて検討していただくことになります。

観光拠点のいいおか荘の問題でありますけれども、いいおか荘の問題は、私はきのうの質問でもありましたように、観光拠点の最大の施設だと考えております。そういった部分で、それが今後の運営についてはいろいろ議論があると思います。運営協議会やら地元やら、議員の皆さん方いろいろ議論があると思いますが、今、旭市が合併して、いいおか荘のリニューアルをしまして、あそこが観光拠点の施設として本当に重要な位置を占めているわけですので、できるだけ旭市の運営として頑張っていかなければと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、市営住宅につきまして財政課よりお答え申し上げます。

市営住宅の件で、特に双葉団地ということでございました。確かに、双葉団地は木造が現在8戸、それからブロックづくりが3戸空いております。この廃止、これは用途廃止をしなければ取り壊せないということがございましたので、今回、3月議会におきまして用途廃止する旨、一部改正の条例をお出ししたところでございます。

指摘があったとおり、平成18年に2戸、それから平成19年度に1戸を取り壊しして以降そのままになっていたというところでございますけれども、これにつきましては、国のほうで地域住宅交付金制度というのでできておりまして、ここの中で、既存の住宅をストック化する、要するに、長持ちするものは改修をして少し長持ちさせましょうという事業があるんですけれども、その中で地域住宅計画を作りましてまいりますと、この廃止した住宅の取り壊しも、実は提案事業として一部少し補助金の対象になるということがございましたので、まとめて実施することが必要なと、そういうことがあったと思います。

あと、いわゆる連棟の住宅ですね。これにつきましては、すべての方が退去しませんと実際に取り壊せないという状況があるということで、木造の一戸建てがあるのは、現実としては双葉団地だけでございます。そのほかの住宅等いろいろ勘案しながら、取り壊しの機会を待っていたというのが現状であります。

この辺は、今後速やかに取り壊してまいりたいと考えております。

○議長（林 一哉） 答弁漏れがありますので、市長、市民にどのような我慢が必要になるのかということについて、ひとつ答弁を願います。

市長。

○市長（明智忠直） どうも失礼をいたしました。

我慢をしていかなければということは確かに申しました。

我慢をするということは、財政が厳しいということの中で予算も昨年並みに抑えると、いろんな部分で、スピードはアップしなければならない部分もありますけれども、そんなにも要望どおりにいかないというような部分もあります。そういった部分でも我慢もしていただければと、そんなように思っておりますし、また具体的には、財政が厳しくなれば市税等の滞納整理の強化、あるいはまた各種補助金の見直し、またあるいは各種使用料、手数料の見直し、競合する施設の統廃合、各種市単独事業の見直し、そういった部分で市民に我慢をしていただかなければならない部分が出ようかと思えます。

それよりも何よりも、それを我慢をしていただく前に、やはり行政改革、そういったものは、きちっと役所の内部の中でしていかなければ、方向性をつけなければと、そういったような意味で、平成22年度から行政改革アクションプランの中できちっとそういった方向性を出していきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、私のほうから教育環境の調査というような観点からご答弁させていただきたいと存じます。

教育の目的は人格の完成が基本理念であることですから、教育基本法の趣旨にのっとり、教育行政の推進と教育環境の整備に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、千葉県教育委員会の示す千葉県教育の戦略ビジョン、千葉県の学校教育指導の指針、さらには旭市の基本計画を踏まえ、各市内小・中学校には、旭市学校教育の指針といたしまして、人と地域が輝く教育を目指す、これを示しまして、確かな学力を育てる、思いやりのある豊かな心と健やかな体をはぐくむ、発達段階に応じたキャリア教育により勤労観・職業観をやしなう、地域とともに歩み、安全で開かれた学校づくりを進めるの四つの重点目標や施策を示すとともに、指導体制の充実と推進を図っておるところでございます。

これに対しまして、各学校では各学校の教育目標を設定をいたしまして、その具現化のために、目指す学校像、目指す教師像、そして目指す子ども像を決定をし、毎日の指導そして活動に努めているところでございます。そういった内容について、各学校を訪問し、その実行がどれだけ子どもたちのものとなっているか等々については、訪問をさせていただいたり、

または指導主事と学校での指導に当たっているところであります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡中学校の整備について市長の答弁がありましたけれども、補足してご説明をさせていただきたいと思います。

土地条件の調査というお尋ねでございまして、まず建設場所の決定についてでございますけれども、平成20年10月、飯岡中学校の校舎建設委員会より要望書が提出され、その内容につきましては、飯岡支所西側付近に飯岡中学校を移転改築していただきたい、そういったものでございました。その後、委員会との検討を経て、ふれあい公園の一部と隣接する土地改良事業により創設される非農用地が最適であろうとの結論を出していたところでございましたけれども、しかしながら、先ほどの市長の答弁でありましたように、今回建設場所を見直し、非農用地のみを使用し、建設しようとするものでございます。

また、建設の条件といたしましては、国の補助基準等に基づいて建設をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き向後悦世議員の一般質問を行います。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、再質問いたします。

事業見直しのところで市長に答弁いただきましたが、市長は、子ども手当などを見直したというような答弁でございましたが、自分が市長にお尋ねしている部分は、市長の選挙公約であります公約の中の2番目、財政の健全化、公園、下水道、人件費を見直ししますと市民の皆さんに約束したことについて、お尋ねしているものであります。この部分を明快なお答えをいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、健全化に向けて、公園の整備、そしてまた下水道、そういった部分では一応の区切りをつけまして、公園は平成22年度、そしてまた下水道は、今202ヘクタールの申請区域の中で打ち切ると、そういうような決断をして、課長の皆さん方にも指示をしました。また、財政健全化に向けては、やはり一番大事でありますので、このことは当初申し上げましたように、今年は昨年を下回るような予算編成をしてくれと、それというようなものも子ども手当が13億円増えたということで、だいたい昨年と同じ並みの予算に抑えられたということは、健全化に向けて一步一步進めていっていると、そんなような認識をしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（1）の市民を一堂に集める場所や施設についてお尋ねします。

市長が言葉が非常にあいまいであったり、紛らわしく表現されるので、市民は戸惑います。これからは分かりやすい表現をお願いします。

市民を一堂に集めて、一人ひとりが連帯感を感じ、合併してよかったという思いが持てますか。市長は、公園事業について見直しの公約がありますので、公約違反を意識して紛らわしい表現になったのではないかと。これはペテン師のやることと変わりません。もう少し真摯に取り組んでください。今後の取り組み姿勢を答弁願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一体感を持てる事業というようなことで、紛らわしい発言だというような話も今、質問がありました。公園事業をカモフラージュするために一体感を持てる事業をやるというようなことは全然違ひまして、私は大きな目標としては、市民のスポーツ大会、そのことを大きな目標として一体感の醸成のために、それが一体感が醸成できるのかできないのか、それはまたやってみなければ分からないことでもありますけれども、私はそれが一番大事だなと、そんなように感じて、そういった事業に取り組みたいと、そんなように予算化をさせていただいたわけであります。

公園事業は先ほど見直しと言いましたけれども、一応平成22年度で凍結をしますもので、このところは見直しは完全にできたと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後議員に申し上げます。

ひとつ言葉遣いに注意していただきたいと思います。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、再々質問をいたします。

市長が言う市民を一堂に集めてスポーツ大会をやる場所とは、どこをいつているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろあると思いますけれども、今も申し上げましたように、新たな私の思いといたしましては、東総運動場を使つての市民の体育の祭りといひましようか、スポーツの祭りをやってみたいと、そんなような思いで今予算化をしているところであります。提案したところであります。

そのほかにはやはり、一体感を醸成できるということであれば、やはり各地区で行われている産業まつり、港まつり、そしてまた文化祭、そういった部分で多く一体感を作れる、老人クラブでありますれば老人クラブの一体感が持てますし、スポーツといひましようか、そういった部分では体育協会が主催しておりますいろんな部門で、また一体感を醸成できると思います。しかし、私が、一回はやってみなければ結果は分かりませんが、スポーツ大会はぜひ、スポーツと祭りがやはり心をつなぐ最大のものと私は思っておりますので、そういった部分でやらせてもらいたいと、そんなように思っているところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 今、市長の答弁で、やってみなければ分からないというような答弁でございましたが、ちょっと無責任じゃないかなと思います。敬老大会にせよ、やっぱり一堂に集めようとして失敗したり、実際に人は集まっていたのかというような根拠がどこにあるのか。また年に何回くらい企画するのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 文化祭、芸能発表大会、老人クラブの敬老大会、そういったものは今、各地区で行っているということで、それを一堂に集めてやるということは、今考えておりません。

それと市民スポーツ大会ですけれども、これは年に1回というようなことでやっていき

いと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（2）のところの国も県も我が市も財政が厳しいので、市民にどのような我慢が必要になるのかのところでお尋ねします。

長寿祝金なども市民に我慢の部分でしょうか。お年寄りには残り時間が少ないです。ある程度の削減は、財政健全化のため少しはやむを得ないが、切り過ぎですよ。現在の祝金5,000円を増額して、節目節目に支給しても、もらわずに亡くなってしまう人が非常に多くなります。恨まれますよ。ほかの補助金と違って個人個人に手渡すわけですから、喜ぶのですよ。減額しても全員に支給することが市長の信条である「ふれあい、まごころ、思いやり」にマッチするはずですよ。市長の決断一つです。市長が減額して、申し訳ありません、財政健全化のために協力してくださいと言って支給したら、やっぱりよい市長だと感謝されますよ。どうですか。考え直す気はありませんか。お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） その点は全くそのとおりだと思います。

ただ、今、財政健全化の方向へ向けるために、この議論は昨年以来、議会の中でもかなりあったわけでありまして、今後の対応について苦渋の選択といいたいでしょうか、いろんな部分でそういった選択をさせていただいたわけでありまして、お年寄りの皆さん方には本当に心苦しい選択だと、そんなように考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 再々々質問をいたします。

そんなにまでしてお年寄りに我慢を押しつけるのですか。少しは感謝の気持ちがないのですか。やっぱり高齢者から我々はいろんなことを学んで、やっぱり高齢者には恩返しするということがすばらしい旭市を作っていくことにつながると思いますので、ひとつ市長、慎重な取り組みをよろしく願いするものであります。

答弁はいりません。

○議長（林 一哉） 次に進んでください。

○10番（向後悦世） では、大きな2番目として、市営住宅についてお尋ねします。

平成19年11月以降、空き家の解体が実行されていないが、今後、台風などのときには危険

と思えるものが何か所も見当たりますが、先ほどの説明では、この3月予算で解体の作業を進めるということですが、実際の解体作業はいつごろになるのかご答弁願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ちょっとお答えの仕方がまずかったのかもしれませんが、この3月で解体を進めるということではございません。この3月議会に廃止の一部改正の条例を出したということでございます。まずその廃止の条例が可決されて初めて市営住宅としての管理が外れますので、その先の解体になります。ですので現実としては、少なくとも22年度では一部地域住宅計画に基づきます国庫補助の申請をしておりますので、その中でできるのかどうか、実際にはその中でやはり予算化させていただいておりますけれども、住宅のストックということで、基幹として下永井住宅の改修を当て込んでおります。

そういった中で、全体の中で、解体については提案事業でございますので、その部分でうまく持って行けるのかどうかということで、仮に早くても22年度の後半になるんだろうと思います。それまで確かに危険な住宅はあるかと思っておりますので、うちのほうは毎月月末に必ず各戸徴収に行っておりますので、その部分できちんと見回りまして、危険のないよう、もし危険であれば、さらに少し外部からの侵入はできないような手当てをさせていただきたい、そのように考えております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も双葉町住宅はよく見回ったりしていますけれども、ちょっと大風など吹いたら、もう吹っ飛んでしまうようなものもあります。もし飛び散ったりなんかした場合には、あの辺には結構人も歩くことも多いので、事故等に巻き込まれる経緯も感じられますので、早急な対応が必要と思われます。

それと、もう既にこの赤い部分だけが空き家になっています。国のほうとしても、ある程度空き家が出た場合には新たな施設を作りなさいとのことですが、市としては何の計画もないのでしょうか。どんなふうに取り組んでいくのか、今後の取り組みについてお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

確かに住宅が著しく不足している、そういうところでは新たな建て替えというのが必要になってくるんだと思います。ただ、旭市におきましては、このほかにも県営住宅が189戸ご

ざいますし、今回、新たに雇用促進住宅も加わりました。実際に今415戸ありまして、今回廃止が39戸ですので、それでもまだ公営住宅が376戸あるということでございます。今現在は、この住宅をうまく長寿命化させながら使っていく形になります。

今回、国のほうに出しております計画の中でも、当面平成23年度までは住宅のストック、これを長寿命化させるという形がまず優先されるのだろうと。そういう中で、個々に住宅を改修してきております。19、20、21ともう既に3か年実施してきておりまして、22年度には下永井住宅をさらにやる、その先には、また少し計画を立てながら、場合によっては竈木のほうの修正をかけながら、今ある住宅を少しでも長く使っていくという、そういう形も国のほうが今認めてきておりますので、そこに乗って、うちのほうは進めていきたいと考えております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も見ていると、双葉町住民が、やはり市のほうが説明してきて、出たら壊すと。やっぱり空き家になったものがちょっといろいろ問題がありそうな部分が目についています。そしてこの双葉町の跡地、今後だいが空いて、管理も大変になっていくことと思いますが、この跡地利用を何か空いた部分を考えているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今まで空いていた部分、これは当然、草刈り等の維持管理をうちのほうが適正にやらせていただいております。さらに今、個々の住宅には駐車場がございませんでしたので、空いたところを少し整地して駐車場として、双葉団地におきましては貸しつけをしておる状況でございます。

あと、その先、長期的な話になりますと、現在まだ住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますので、特に南側に面したところは非常に日当たりがいいのかもしれませんが、あそこの住宅についてはほとんどが住んでいらっしゃる、そういう状況もあります。今後やはり出て退去された場合には、取り壊していくという方針はあるんですけれども、では全体としての利用というのは、すこし長期に考えていかなければならないだろうと、そのように思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、大きな3番目の飯岡中学校整備についてお尋ねします。

（1）の土地条件の調査についてお尋ねいたします。

土地条件といいましても、台風とか大雨とか、いろんな天候を想定した調査が行われたのか、また、周辺の道路による調査は行われたのか、また隣接地に対する調査は行われたのか。また排水条件の調査が行われたのかどうかお尋ねいたします。

- 議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

ただいまのいろんな雨の条件だとか排水の条件だとかにつきましては、今後、いろいろな設計とか開発の関係の調査とか、そういったものの中でやっていくものと考えております。したがって、現在までに調査が済んでいるということではございませんで、今後していくと、そういったことでございます。

- 議長（林 一哉） 向後悦世議員。

- 10番（向後悦世） やっぱり場所を選定するに当たり、その辺の調査がまず第一ではなからうかと考えます。自分は、調査不足でいろんな失敗した事業を見てきました。やっぱり手順が狂えば、市民の皆さんに多大な迷惑をかけることになります。もっと行政は計画を立て、慎重に取り組んでいていただきたいと思います。

その辺、市長、どうお考えですか。お尋ねします。

- 議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） 全くそのとおりだと思います。よく調査をして場所を選定して、それからいろいろ計画に入っていくということは手順だと思います。その調査というのは、段階までまだ行っていなかったというようなことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（林 一哉） 向後悦世議員。

- 10番（向後悦世） では、（2）の教育条件の調査についてお尋ねします。

教育にはいろんな条件が伴わなければ、いい教育ができないと自分も思っております。まず生徒に与える騒音の調査など、また登下校時のさまざまな影響に対する調査だとか、スポーツの条件に対する調査とか、また学生がいろんな意味で交流の条件の調査とか、そういう部分はどれくらい行っているのでしょうか。お尋ねします。

- 議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（平野一男）　さまざまな条件があるということでご指摘をいただいたところでございます。登下校、スポーツ、さまざまな交流というお話でございますが、文部科学大臣官房の文教施設企画部が学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を定めております。その中に、校地環境としてすべてをここで挙げることはできませんが、留意する主なものとして、こういったようなことがございます。例えば、生徒が疲労を感じない程度の通学環境であること。それから、良好な日照及び空気を得られる健康的な環境であること、そしてまとまりのある適正な形状であることが望ましいと、そういうことが挙げられております。条件整備というようなことで、これらのことがさまざまな条件ということに値するものかなと、このように考えます。

以上でございます。

- 議長（林　一哉）　向後悦世議員。
- 10番（向後悦世）　では、再々質問をいたします。

国に定められた条件といたしますが、でも今、国も教育に伴う条件の見直しを進めているところであります。今、国が求める教育とは、やはりちゃんと社会に送り出して、立派な社会の一員となれるような教育が必要だと改正しつつある状態でございます。実際に教える側も社会周辺をよく理解して取り組んでいただきたいと思います。

4の観光の拠点づくりについてに移ります。

（1）旧飯岡町の計画、漁港の売店施設は。九十九里町では観光リーダー養成講座を開いたりして、イワシなど地域の魅力を活用して、観光商品や体験交流の場づくりに知恵を絞ったり、99通りのイベントを用意するなど、さまざまなアイデアが提案されています。我が旭市は、どのような計画を基に進めているのかお尋ねします。

- 議長（林　一哉）　向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄）　観光拠点づくりの中でのイベント等含めた観光という部分をどういうふうに考えているかということだと思います。

市の観光拠点に対する考え方という部分だと思いますけれども、旭市には今お話があったとおり九十九里浜、屏風ヶ浦といった景勝地、それからパークゴルフ場、長熊釣堀センターなど、豊富な観光資源があります。そのほかにも刑部岬展望館、大原幽学記念館など、県内外から多くの人々が訪れる施設もございます。またイベントでございますけれども、イベントにつきましても、YOU・遊フェスティバル、砂の彫刻美術展、七夕市民まつりなど、数多

くの催しも実施しているところでございます。

ご質問の観光拠点ということにつきましては、旭市における観光の形態という部分につきましては、海を活用した夏季集中型の観光地という部分でございます。観光客の入り込み数を見ましても、平成20年度は年間で121万人と、そのうちの日帰り客が109万人、宿泊客が12万人と、日帰り客が全体の90%は占めている状況でございます。その内訳としまして、日帰り客のうちの50%、54万人ですが、そのほかにも宿泊客の30%という部分につきましては、7、8月に集中しているということでございます。そういった意味で、飯岡刑部岬展望館、それからみなと公園を含めた飯岡海水浴場周辺、それからパークゴルフ場を含めた矢指ヶ浦海水浴場周辺、そういうものが拠点地区というふうに考えているところでございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 再々質問をいたします。

観光の拠点づくりに当たりましては、やはりそういう観光リーダーと申しましょうか、そういう人材育成がまず第一でないかなと自分は思います。何をやるについてもやはり人であります。九十九里町はもう既に観光リーダー養成に当たっています。市長はよく、検討委員会、検討委員会、検討委員会が大好きなようでございますが、逆に市長、何かあまり自分の個性も出さない、市長の存在感が失せてしまっているのかなと自分は感じます。もっとリーダーシップをしっかりと発揮して、ちゃんとした人材育成を私は求めたいと思いますが、市長、どう考えていきますか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろな考え方があると思いますが、私は新しい施策として、直売館やら道の駅みたいなものもやる、体育祭もやりたい、いきいきプランもやる、それからおむつの2歳までの無料化、そういった部分も新しく取り入れて、この議会にかけているわけでありまして、そういった部分の中で、観光拠点の問題、あるいはまた直売館の問題、そういった部分では確かに人材が必要であります。その部分は、これからどうやって持っていくのかという部分も含めまして、人を探すというようなことも十分やっていかなければならないことだと思っておりますけれども、観光づくり、産業づくりのために行政がそういった部分まで踏み入れなければならないのかというような部分もいろんな議論があると思いますので、その辺はこれからいろいろ研究をしていかなければならないことだと、そんなように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（2）のいいおか荘のリニューアル工事についてお尋ねします。

完全リニューアルした状態にするのには、もう2億円は必要とお聞きしました。議会としてもリニューアル工事が4億7,000万円の費用が必要と議会に議案とされたなら、どのような判断になったことでしょうか。市長は工事した場所がはがれたりしたところが何か所かあることを知っていますか。今後どのような対応を考えているのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） リニューアル後のいいおか荘につきましては、皆さんどれだけ行き会っているかわかりませんが、かなりいいおか荘には行って現場を見ております。そういった中で多少修理をしなければならない部分、変えなければならない部分、支配人からよく聞いておりまして、その部分はよく相談をしながら修築をしているというのが現状であります。

よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 再々質問をいたします。

自分もリニューアルした外壁といいましょうか、霧よけの部分といいましょうか、2か所はがれて、リニューアルした直後に修繕したのを知っていますが、これは市長としても、市民の皆さんのお金を使っているわけですので、やはりクレーム対応なり、何かどういうふうに取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 修理の関係なんですけれども、先ほどの霧よけの部分につきましては、工事の対象外となっていた部分でございます。リニューアルの概要でございますけれども、主なものは内装と外壁の塗装というふうになっております。塗装につきましては、これは下処理をしてごさいませんので、クレーム期間1年、場所によっては2年という場所もございます。内装については2年間ということで、一部雨漏り等が発見された場所については、業者のほうにクレームをとってごさいます。2件ほどそういう場所がございます。そういう場所については、もう1年ごさいますので、リニューアルの際の工事の関係で出た場合は、今後対応していきたいと、そのように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、再々質問をいたします。

自分もいいおか荘リニューアル工事で、建物が全部リニューアルできるのかと思い、議案を採択いたしました。しかし終わってみると、もう2億円必要というような話を聞きました。やはり実際に議会に判断しやすいような状態で、予算を計上していただきたいと思います。

市長、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、国民宿舎いいおか荘の問題は、今後、市といたしましても大きな課題だと思っております。これから2億円かけてリニューアルするのがいいのか、いろんな部分を議論をしなければならない部分がありますし、国民宿舎運営協議会、そしてまた地元のお考え、議会の考え方、そしてまたいろんな部分での市民の皆さん方のご要望、そういった部分を含めながら、これから決断をしていかなければならないと思います。

しかし、近い将来といいましょうか、一・二年の間は、市で経営をしていくということは間違いありませんので、そういった部分での修理が発生しましたら、議員の皆さん方にも修理につきましてその都度都度、ご説明を申し上げたいと、そんなように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太 田 將 範

○議長（林 一哉） 引き続き一般質問を行います。

続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（４番 太田将範 登壇）

- ４番（太田将範） 私は、特別職としての地方公務員として、国の最高法規である日本国憲法を尊重し、遵守することをお誓いして、一般質問に移させていただきます。

私たち民主商工会というのは、商工業者の団体でございまして、そこで私、事務局をやっているわけなんです。毎年、県下の民主商工会の人たちがアンケート調査ということで、営業と暮らしのアンケート調査を行っております。その中で幾つか紹介させていただきます。

暮らしで困っていることはどれですかとの質問について、税金の支払いが38%、国民年金の支払い29%、老後の生活不安47%となっております。税金や保険料での滞納があると回答した方は全体の26%となっており、その内訳は、国民健康保険税が50%となっております。現在滞納のないと答えた方も60%を超える方々が支払いに困っている、こういう状況がございます。だいたい回答数は600世帯ちょっとぐらいの回答数なんですけれども、データとしては結構使えるデータになっていると思います。

次に、私は社会保障推進千葉県協議会の一員としまして、毎年、旭市の市役所を訪れまして懇談をさせていただいております。その中のお答えになった市のほうからのアンケートでも、ほぼ同様の結果が出ております。平成20年度に一度でも税金を滞納した方というのは、国保加入世帯 1 万3,490世帯のうち3,845世帯、28%にもなっております。そのうち年度がまたがりまして資格証明書、これは窓口で10割払うという証明書です。その交付世帯が525世帯、短期保険証と申しまして、使える期間が1か月から3か月間というような短期保険証が同じく1,630世帯となっており、滞納による制裁措置が加入者世帯の60分の1、2,100世帯にも及んでおります。また、ご回答では、滞納のあった世帯の所得水準の状況なんですけれども、3,800世帯のうち約3,100世帯、81%の世帯が所得額で200万円以下となっております。普通、年間所得が200万円を下回るという世帯というのは、最近の言葉で言うとワーキングプアと、こう呼ばれている世帯でございます。

このアンケートによりますと、旭市の国保税の滞納者の世帯の8割がこの状態にあるわけなんです。また、保険料率も特に所得割の課税に関しましては、基礎控除の33万円を超える部分が課税されますので、大変保険税の金額実態そのものも高くなっております。こうした滞納というのは、国税では消費税、同様に地方税では、国民健康保険税が大変滞納として多く生じてきていると思います。

こうした滞納について、国税庁あるいは各地方自治体は、大変滞納に対する徴収という権

限は強いものがございます。督促状を発送して10日過ぎましたら、差し押さえ等の強権的な取り立てができると。その差し押さえた物件を換価して収納することができる。裁判を省いて簡単にやることができるという規定になっております。ですから、大変強い力のある法律でございます。そのことが国税のほうでは、消費税に関してはかなりいろんな形で、預金の差し押さえや売掛金の差し押さえ、こういったところに随分出てきております。その結果、取引先から営業停止をされた業者の方がいらっしゃいますし、生命保険を解約された方が抗議して自殺しようとしたけれども、自殺しても生命保険が入りませんのでやめましたというような笑えないような実態が今各地で起きております。

これは国税も地方税も同様に行われております。ですからこうした滞納についての考え方をどうしていくかということなんですけれども、幸いなことに旭市におきましては、社会保障協議会でのアンケートにおきましては、納付相談を行っているということを前面にした徴税をするという話を聞いております。後でこのことについても質問させていただきます。

そういうことですけれども、国保税の制裁措置が2,155件というのは異常な事態ということでは変わらないと思います。その上、今後2015年問題というのが控えているわけです。これはどういうことかと申しますと、私たちが一番最後になるんですけれども、団塊の世代の方々がだいたいあと2015年になると現場からいなくなる。恐らく生産現場からも、ここにいらっしゃる公務員の方々もかなりの部分がここから出て年金生活になる、こういう時代になると思うんです。それが2015年。ですから滞納問題とか所得の低い人の問題につきまして、2015年ということが一つの大きな節目になる年だというふうに考えております。

年金生活になりますと、公務員の方々でも収入がだいたい3分の1程度になってしまうと思います。また、その下の国民年金の方々はまだ低いです。それから国民年金しか加入していない方につきましては、夫婦そろっても月々12万円程度という形になっておりますので、常に所得の低い方々が旭市内にあふれ返ることが2015年の問題だというふうに考えております。

そういうことでお年寄りの貧困層が激増するということですね。若者の3割は今現在、非正規労働で働いております。こうしたことを併せて考えますと、五・六年先、滞納が急増することが予想されるわけなんです。また、この5年間、老年者控除や市民税の高齢者への非課税措置の廃止、これは125万円ということで大変大きな金額でした。これが廃止されることによって高齢者への負担というのが大変高くなってきている。高齢者に多額の負担が押しつけられてきているというのが現在の状況です。

納税の窓口では、滞納として扱われる人はほかに公営住宅の家賃や保育料、給食費などを滞納していることも重なっております。また、クレジット・サラ金問題の被害者として、また健康問題を抱えていると、こういう事情が大変多いということです。滞納の背景には、借金のあるケースが相当ある。こういうふうに思われます。市の消費生活相談員からは、こういった滞納者というのが多重債務の被害者として扱われている。しかしながら、滞納問題が解決しても、これらの借金の問題が解決しない限り、また再度滞納者としてあらわれてくる。こういう状況があろうかと思えます。

また、公共料金等を滞納している方々につきましては、公的な融資制度はほとんど使えません。昨日、商工観光課のほうからセーフティーネット資金、これは中小業者向けの資金ですけれども、大変な勢いで伸びていると。しかしながら、こうした滞納者に対する融資的な側面というのはほとんどありません。これをどういうふうに作っていくかということは、また後で質問させていただきます。

現在、滞納のほうから見た問題ですけれども、200万円以下で大量に発生しているということは何が問題なのかということなのですが、要するに所得が低い、そういうことなんです。所得が低いからこそ、何かちょっとつまづきがあると税金を滞納したり、クレジットから借りてくるとか、そういったことをやらなければならないという、そういう立場に立っているわけです。

ですから、今後大量にこれから低所得者が発生するわけですから、旭市が行政としてこうした低所得者に対する支援をする、行政の課題としていくということが求められてきております。これは厚生労働省のほうの関係でも、既にこういう指導を下さいということであらわれてきております。

昨年、一昨年と年越し派遣村の問題がございました。こういった人たちをワンストップで相談に応じるということが、現在求められてきております。この派遣村を運営した人たちはどういう人たちかといいますと、行政書士や弁護士、要するにクレジット・サラ金問題での相談を受けて来た方なんです。生健会とかそういったところは、生活保護の関係を皆さん方の支援に使ってきたNPOです。それから雇用保険だとか、雇用問題で不当な解雇に遭った人たちの救済をやってきた労働組合、こういった人たちが3年ぐらい前から集まりまして、反貧困ネットワークというのをやっております。それが派遣村の相談員としているわけです。

ですから、それが国を動かして公設の年越し派遣村を作っていくとか、ワンポイントでの相談を受けていくということが現在進められつつあります。ですから旭市もこういった低所

得者に対する支援と対策をきっちりやっていく必要がこれからあるだろうというのが私の考えでございます。

質問の内容なのでございますけれども、取りあえず滞納問題につきましては、市の条例に、市民税に関しましては51条、市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減額し、又は免除することができる、これの第2項におきまして、当該年度における所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者、これの中身の問題があるわけなんですけれども、それともう一つ、国民健康保険税の減免につきましては、第15条、やはり、貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められる者と天災その他特別の事情のある場合においては、国民健康保険税の減免を必要と認められる者については、減額し免除するという規定がございます。

ですからこれにつきまして、条例に定められている中身が、きちんとした基準として公布されておりません。市長にこの減免制度について条例で定めてあるのに基準がないということはどういうことかと。お隣の匝瑳市では減免基準があります。こうしたものを積極的に作っていくということを質問としてさせていただきます。

次に、ちょっと専門的になりますけれども、税務課長に、納税の緩和措置ということで三つほどの条項がございます。地方税法では15条ですね。要するに納税の猶予の問題と換価の猶予の問題です。それから15条の7に滞納処分の執行の停止というのがございます。これについて、説明を行っていただきたいと思います。

次に、生活保護基準についてということで、夫婦と中学生1人のアパートの家賃3万円の家族をモデルとした生活保護の支給の基準というのを出示してもらいたいということです。

それから、これが一つには厚生労働省で目玉商品として作られたことなんですけれども、生活福祉資金というのが四つほどの大きな流れの中で作られてきております。これが制度設計がきちっとできれば、こうした滞納の方々、あるいはクレジット・サラ金問題で悩んでいる方々の融資の対象になる可能性がある。このことにつきまして、制度の概要と、こういったところに該当するのか、どこが主体となってやるのか、原資はどこなのか、保証人の要件、利息等々をご説明していただきたいということと、活用されている状況を聞きたいということです。

最後に、消費生活相談についてということで、本年6月から貸金業法が変わりまして、各地の自治体において、クレジット・サラ金問題、これにつきまして相談の窓口を作りなさい

ということが厚生労働省、県のほうからも来ていると思いますので、これの準備状況について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

全体としてはそういう流れですので、これから先は席で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の質問に対し、お答えを申し上げます。

減免の取り扱い基準といいたしましょうか、市の条例で定めてある減額措置の問題についてご質問がありました。旭市固定資産税減免事務取扱要綱で、災害時により、被害を受けた程度により減免額を規定するため策定をしていますが、市民税、国民健康保険税については、納税者との納税相談を行い、個々の世帯の状況により対応しているところであります。今後、太田議員が申されましたように、いろんな近隣の状況、あるいはまた市民の状況を考えまして、そのような必要性がある場合、策定を考えていきたいと、そんなように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、納税の猶予についてお答え申し上げます。緩和措置についてでございますけれども、大きく3点ございます。一つは、地方税法第15条第1項に規定されております徴収猶予、それと2点目は地方税法第15条の5規定の換価の猶予、それから地方税法15条の7の滞納処分の停止ということでございます。その中で地方税法15条の第1項の徴収の猶予の要件でこれを運用していますのは、第1号には震災、風水害、火災等の災害が起きたとき、それから2号では本人または生計を一にする親族の病気、負傷のとき、3号として、事業の廃止・休止のとき、4号として事業に著しい損害を受けたときと、5号に以上に類する場合ということでありまして、これらにつきましては、納税者の申請によりまして原則1年、やむを得ない理由がある場合は2年間の納税の猶予をしております。

次に、換価の猶予につきましては、滞納金額にもよりますけれども、相当な程度の滞納額を納付した場合、これは差し押さえされているような場合ですね。その場合には換価の猶予をするということで、差し押さえ財産の解除を行っております。

次に、滞納処分の停止につきましては、これは財産がないとか生活困窮、所在が不明と、3項目が滞納処分の停止の要件になっております。この場合につきましては、財産調査、所

在調査をして、適切に対応しておるところでございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、生活保護の基準について、それから3番目の生活福祉資金についてご答弁申し上げます。

生活保護の基準につきましては、世帯の人数、それから世帯を構成する家族の年齢構成、それらによって支給額が変わってきますが、議員ご質問の夫婦と中学生1人がアパート、家賃3万円のところで生活をしている場合に、年額幾らの支給額になるかということでございますが、まず、この3人の世帯の両親を40歳代というふうに仮定をし、そしてまた中学生1人の3人世帯ということで行きますと、4月から10月まで、これにつきましては月額18万4,670円、それから11月から3月まで、これは冬季加算が加わりますので18万8,580円、それから12月には期末一時金が3万4,890円加わりますので、これらをすべて合計いたしますと、年額227万480円ということになります。

それから、生活福祉資金について申し上げます。

まず、この制度につきましては、雇用保険と生活保護、これらの中間に位置する低所得者等を経済的に支えていくという、そういう制度でございまして、この制度の実施主体につきましては、県の社会福祉協議会が行っております。それで、市の社会福祉協議会が貸し付けの窓口になって実施するようになります。貸し付けの対象につきましては、低所得者世帯、それから障害者の世帯、高齢者の世帯ということになっております。

平成21年10月からこれらの制度の改正が行われました。改正点は大きく三つございます。その一つ目は、資金の整理統合及び総合支援資金の創設ということであります。従来10資金15費目に分かれていた資金種別が、4資金9費目に整理・統合されました。また、現行の離職者支援資金を拡充いたしまして、先ほど議員お話ありましたように、派遣切りなどで住宅を喪失しました離職者の支援を主な目的としました総合支援資金、これが新たに創設をされました。

2番目の改正点でございますが、連帯保証人の緩和要件というものも行われております。原則、連帯保証人は必要としつつも、連帯保証人が立てられない場合、それでも利子を負担することによって貸し付けができるという、そういう改正が行われました。

3番目の貸し付けの利子、これにつきましても変更されております。従来3%となっていた貸し付けの利子が、連帯保証人がいる場合には無利子、そして、連帯保証人がいない場合は1.5%ということに改正をされております。以上が制度の改正部分でございます。

それから、もう一つは、生活福祉資金の貸し付けの状況ということで申し上げます。

市の社会福祉協議会の対応件数といたしまして、改正前の平成21年4月から9月までは相談件数8件ございまして、貸し付け件数はゼロでした。改正後の10月から先月末まで、相談件数17件ございまして、貸し付け件数は4件でございます。その内容を見てみますと、2件が総合支援資金でございます。改正後につきましては、多少なりとも借りやすくなったのかなという感を受けておるところでございます。

総合支援資金のほかに、4件の中では福祉資金が2件ということでございます。これは緊急の小口資金となっております。残りの13件あるわけですが、1件は善意銀行によるほんの小額の貸し付けで済んでおるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、消費生活相談についてということで、多重債務者の相談活動が始まるが市の窓口の体制と準備状況についてというご質問でございます。

多重債務者問題につきましては今大きな社会問題となっております、国を挙げて対策に取り組んでいるところでございます。県の対策としましては、平成19年9月に千葉県多重債務者問題対策本部を設置しまして、県の関係機関が連携し、問題に対処しております。そして、相談対応の指針としまして、千葉県多重債務相談対応マニュアルを平成20年3月に作成しております。また、これまでの県消費者センターでの相談のほかに、多重債務24時間365日の相談という部分を平成20年8月から民間委託により開始しているところでございます。

一方、市では多重債務者問題につきましては、消費生活相談員が応じております。県作成のマニュアルに基づきまして、個々の実情に即して適切に対応しているところでございます。多重債務の解決につきましては、法律的な行為を伴います。また、消費生活相談員がそういった場合に問題の整理、解決手順を助言しまして、状況に応じて弁護士に引き継ぐなど、解決が図られるよう相談業務を行っているところでございます。

議員のご指摘のとおり、多重債務者につきましては、さまざまな問題を複合的に抱えておりますので、市役所各課との連携も必要不可欠と考えております。税務課や社会福祉課など、多重債務者とのつながりが深い部署と連携をとって対処しているところでございます。

また、相談日につきましても、これまで週2日という部分で実施しておりましたけれども、平成22年度からは週4日に拡大して、消費者行政の充実を図っていききたいと、そのように考

えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） イメージといたしますと、2,100世帯以上の方々がいわゆる危険信号を送っているということですね。といいますのは、資格証明書と短期保険証というのは、年をまたいで滞納があるということでございますので、その方々の発している危険信号といいますか、そういったものをまずイメージといたしまして、税務課の徴収の係の方が納付相談なんかを訪れた方々、こういった人たちからきちっと質問検査権も調査権もございますから、きちっとした資産、負債調査をすれば、これは貸借対照表ができるわけですね。また、生活思想の調査をいたしますれば損益計算書、こういったものができるわけです。

この道のプロでござimasので、こういった人たちが積極的に市のほかの行政にもかかわっていくということが必要だろうと思うんですね。その中で出てきた、例えば多重債務がある方については消費生活センターのほうに回していく。そのときには税務課のほうで調査した中身もついでに持っていったらいいと思います。

あるいは、ここが今問題だと思うんですが、生活福祉資金についてということなんですけれども、課長からちょっと低所得者だということだったんですけれども、この低所得者の線引きする中身というのが、住民税の非課税世帯ということになっているんですね。私、生活保護の基準がどのくらい出るのかと申し上げましたのが、要するにそれとの比較なんです。

3人家族で住民税の非課税世帯というのは99万円です。これが基準になりますので、生活保護の基準の半分以上の方々が一生懸命税金を払っているんだけれども、何かあると滞納になってしまうという実態があるかと思います。ですから、これらの人々についての救済をどうしてもやらなければならないということになりますと、生活保護基準世帯の1.4倍から1.5倍、このくらいの人たちを救済の制度の対象としませんと話にならないということなんです。

ですから、99万円の住民税の非課税世帯ということになれば、条件がそろえば生活保護に持っていけばいいことなんです。そういうことですよ。ですから、問題になるのは二百数十万円の支給が受けられる方々が生活保護の基準です。その1.4倍から1.5倍、この辺を制度の対象にしていけないと、福祉生活資金というのは絵にかいたもちになってしまう、こういうことです。もう一つは……

○議長（林 一哉） 太田將範議員、一問一答方式で行っておりますので、通告は4点ござい

ますので、4点の最初からやっていただけますか。市税の関係ですね。それと2点目が納税の緩和、市税と生活保護基準と生活福祉資金、それから消費生活相談と、4点です。

- 4 番（太田将範） 全部連なっているものですから。
- 議長（林 一哉） 一問一答方式になっておりますので、できれば分けていただきたいと思います。
- 4 番（太田将範） 社会福祉課長に質問しますけれども、生活保護基準の水準と、先ほどこいいました住民税の非課税世帯、この隔離が激しいということですね。この基準が二通りも三通りもあるというのはおかしいことで、できればこれを住民税の非課税世帯ではなく、生活保護基準の1.5倍とかという形での運用を県のほうに求めていっていただきたい。これが一つです。

それから中身についていろいろ情報を集めてみますと、例えば、この福祉資金につきましては、借入金の返済に使うとか税金の返済に使うということが、どうも県のほうは考えていないみたいなんです。ですから資金使途につきましても、遊びに使うとか、そういったもの以外はどんどん出してほしい、広げてほしいというのが質問のもう一つのことです。そのことを県のほうにきちっと上げてほしい。できたばかりの制度ですので、どんどん上げていけば、解決ができるのではないかと思います。

とりあえず社会福祉課長のほうにお願いしておきます。お答えをお願いします。

- 議長（林 一哉） ちょっとお待ちください。
- 一問一答方式で来ていますので、今2番目、3番目をやっちゃいますと……。
- 4 番（太田将範） では、1番、2番につきましては、課長のほうのご答弁ということと市長のご答弁で省略するということで結構です。3番に移ってください。
- 議長（林 一哉） それでは、生活福祉資金の太田将範議員の質問に対しまして、答弁をお願いします。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） ただいまお話ございましたように、確かに、いろいろ報道等もそうなんですが、所得の逆転現象というようなことで、政府の対応が云々というようなこともたびたび報道されるところでございます。そういう中で今、議員のほうからいろいろと借りやすくすべく、要望等ということでございますが、そういう考え方に基づいた要望等は、社会福祉協議会の実際の相談員とそれから我々のほうで、十分その内容をこうあるべきだというものを持って、県のほうへお願いを、県の社会福祉協議会を通じまして国へお願いをす

るというようなことをぜひとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございます。

商工観光課長のほうにお尋ねします。

ほとんど現在、多重債務問題につきましては準備オーケーということで考えてよろしいでございましょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 多重債務問題につきましては、市の体制はとれているというふうに思っております。

現在も平成21年度でいいますと、97件の消費者相談がございますけれども、その中で多重債務の問題は10件処理しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） そろそろまとめにかからせていただきます。

各所管するところの市の職員が多重債務問題、滞納の問題から見てくる低所得者に対するさまざまな施策、これをやっていただければ、かなりの相談件数をこなすことができる。私ども民主商工会といいますのは、事務局は実質的に3人ぐらいしかおりませんので、対応するといっても限りがあるわけですね。現在そういった多重債務問題とか滞納の問題に対応するには、我々だけではとても無理だと、どうしても市の職員の方々の力がある。先ほども申しましたように、税務課なりそういったところが力を合わせれば、年越し派遣村で相談に応じた方々のように、きちっとした対応ができるはずなんです。また、そういう情報をお持ちになっておりますので、特に低所得者問題についてのこういった連携を図っていただきまして、旭市の市民の、特に所得の低い方々に対する対応を行っていただきたいと思います。

そのことが、結果として明智市長がおっしゃっているように日本一暮らしやすい旭市になる道であるということでもありますので、ひとつ明智市長にこういう方向を考えていただきたいという私の要望に対して、ご回答をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） それぞれの組織の中で一生懸命やってもらっていることに対して本当に感謝を申し上げるとともに、市役所のほうの中でも、そういった部分での相談窓口もきちっと今度は週に4回というようなことも増やして相談を受けるということになっております。

改善すべきことは改善をしていきまして、低所得者、生活保護の皆さん方にも日の目を見るような、そんなような行政をやっていききたいと、そんなように思っております。

- 議長（林 一哉） 太田将範議員。
- 4番（太田将範） 提案を前向きに受け取っていただきましてありがとうございました。
これにて一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

- 議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

- 議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。
（5番 伊藤 保 登壇）
- 5番（伊藤 保） 5番、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

旭市が合併して5年を迎え、また市議会も22名の議員で新年スタートをいたします。そうした中で、合併後半5年の市政運営は重要な時期に入りました。明智市長は昨年8月、市長就任あいさつの中で、第2段階のまちづくりに入る今、旭市が掲げる将来都市像でもある「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」に向かって、住んでよかった、住んでみたい、そして真に合併してよかったと思える市民一人ひとりの心が一体感を持ち、通い合えるきずなづくりの醸成が何としても必要だと考えているものであります、総合的には、ハード事業からソフト事業への転換を軸に置きながら、あくまでも財政そして市民ニーズを重視しながら私の信条でもあります「ふれあい、まごころ、思いやり」の心で市政運営を展開していきたい、このように語っておられましたが、1点目として、ソフト事業について、どのようなソフト事業をこれから行っていくのかご構想をお聞きしたいと思います。

2点目は、新政権での市政運営について伺います。

政権が代わり、期待と不安が国民にあります。旭市民としても同じことが言えると思います。平成21年度補正予算、平成22年度予算などで事業仕分けが行われました。そこでお聞

きしたいのは、今まで継続事業や事業計画など、旭市で影響があるものはないのでしょうか。

3点目に、高齢者福祉について伺います。

現在、旭市の高齢化率はどのくらいなのでしょう。

4点目に、障害者福祉について伺います。

障害者の中には、内部障害と向き合って生活をしている方々がおりますが、国内ではこの内部障害者への関心が徐々に高まってきております。内部障害者とは、心臓や腎臓などに疾患や機能障害を抱えながらも、外見は健常者と変わらない人たちのことですが、旭市にはこの内部障害者は何人ぐらいいるのか伺います。

以上、4点について質問をいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤保議員の質問にお答えを申し上げます。

ソフト事業という中で、どんな事業をこれから展開をしていくのかということですが、私の信条であります一人ひとりの心が通じ合うきずなづくりが、これからの旭市にとって第2段階の旭市のまちづくりだと、そのような思いで、これからのまちづくりをしていきたいとそんなような思いでいます。

その中で、ソフト事業ということでお答えをしたいと思います。

子どもは旭市の宝、国の宝でもあります。世界の宝でもあります。子どもを生みやすい、育てやすい環境づくりは、最も重要な事項だと考えておるところでありまして、公約でもチラシの中で入れましたけれども、米百俵という言葉があります。その精神で取り組んでいきたいと、そんなように考えているところであります。

具体的な事業といたしましては、乳幼児を養育する保護者を支援するために新年度ではゼロ歳から2歳未満までの紙おむつの購入券を支給、子ども手当給付事業、乳幼児医療費助成事業は、ゼロ歳児から小学校3年生まで支援をしていきます。それから学童保育の延長、教諭補助員の確保、学校長のアイデア支援のための学校いきいきプランなどが挙げられます。また、そのほかにも、市民の一体感を醸成する事業として、第1回旭市民体育祭を千葉県総合スポーツセンター東総運動場において、小・中学生を含む参加をいただきながら、そういうことも視野に入れながら、旭市全体での明るいスポーツレクリエーション事業として推進していきたいと思っております。

そのほかには担当の課長より説明を申し上げます。

付け加えて、新政権ではどのような市政運営が、支障がないのかということでもありますけれども、要望とか陳情とか、そういった部分での形は少し変わってきているのかなと思いますけれども、全体としての予算の配分、そういった部分は、まだそんなにもはっきりとした違いは分かりません。これからいろいろとあると思いますけれども、それに十分対応して市政を運営していきたいと、そんなように思っているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 旭市の高齢化率についてお答えいたします。

2月1日現在で総人口が7万305人、このうち65歳以上の人口は1万6,481人で、高齢化率は23.4%になります。

以上です。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、4番目の障害者福祉についてということで内部障害の方々の人数ということで、ご答弁申し上げます。

本年2月末の数字で申し上げますと、内部障害者全体で546名いらっしゃいます。身体障害者全体では1,978名でございますので、おおむね4分の1強、この方々が内部障害の方々であるということでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほど、市長よりお答えをいただきましたが、今後、高齢化がかなり進んでまいりますが、これは旭市でも例外ではないと思いますが、高齢者に向けての事業が何か考えておられるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高齢者の方々も含んでの市民スポーツ大会にしたいと、一体感を醸成する大きな事業としては、それを目標にしているわけでもありますけれども、個々の問題で、老人クラブのいろんな連合会の行事、あるいはまた文化活動での敬老会、あるいは文化協会が主催しております発表会、そういった部分での事業を大いに取り入れながら支援をしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

- 5 番（伊藤 保） それでは、関連していますので、次のほうに移らせていただきます。

新政権のほうではあまり影響がないというお話ですので、高齢者福祉について移りたいと思います。

高齢者福祉については、市内を歩いていますと、認知症の高齢者を抱えている家庭が多く見受けられるようになりました。最近では、防災無線などで行方不明の情報が聞こえてまいります。家族は四六時中気をつけていないといけないという、そういう状況にあります。特に夕方から症状が出始めるケースが多く、夜など眠れないとか、仕事に行けないとかという相談がかなりあります。認知症などの高齢者には介護保険の適用というのはないのでしょうか。伺います。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） 認知症は介護保険の保険に該当いたします。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員。

- 5 番（伊藤 保） グループホームなどの施設に入るには、在宅と同様に見られて、料金が13万円から17万円ぐらい1 か月にかかる、このように伺いましたが、これは厚生年金で暮らしていれば何とかぎりぎり入れるかどうかですが、国民年金ではとても入れない状況がございます。この救済の対策があれば、お答え願いたいと思いますが、どのようなものがあるかお答えをお願いします。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） 認知症のグループホームですが、これは議員おっしゃるとおり、在宅の扱いになります。施設ではございません。それで助成措置でございますが、保険料について、要するに介護サービスの保険料については、高額になった場合の助成措置はございますが、それ以外、保険外といまして、食費あるいは居住費、雑費ですね、こちらについては残念ながら助成措置はございません。

以上でございます。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員。

- 5 番（伊藤 保） そうすると、国の政策を待たなければならないという考えだと思いますけれども、こういった患者に対して一部負担というのは考えられないのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 一部負担というのはどういう内容なのか、ちょっと今判断できかねますけれども、一つとして、高額介護サービス費以外の部分を、介護保険あるいは介護保険以外で高齢者の福祉という形で負担するということは、ちょっと正直な話、現在高齢者の方が急速に増加しております。認知症の方も認知症だけでなく、寝たきりと合併のような症状の方もいらっしゃいます。なかなかそこまでは、現状においては難しいというのが現時点の回答とさせていただきしかありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほどのソフト事業の一環として、食費なり、あるいはまた介護のかかった料金の一部負担というのを市でできないか、または考えられるか、市長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） ちょっと、先ほど4回終わっていますので、もしあったら次に移っていただきたいと思います。

○5番（伊藤 保） 分かりました。

では、答えをいただく前に次に移らせていただきます。

4点目の障害者を示す車いすマークがありますけれども、このマークというのは社会に非常に定着しております。公共施設や病院、商業施設の駐車場でよく見かけられますけれども、日本では誤って認識されているようで、この車いすの国際シンボルマークというのは、障害者を持つ人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークで、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありませんとされています。

多くの人が車いすの人以外には使っていけないという誤った認識があります。内部障害者は、医師より運動制限を受けていても外見が健常者と同じようなために、電車とかバス、公共交通機関の優先席に座ると、冷たい視線で見られたり、障害者用スペースに車を止めると係員から一般駐車場に移動するように言われたり、そういう冷たい対応が少なくないそうでございます。

そこで、内部障害への社会的理解を深めて活動している関係団体が、2003年10月に身体内部の障害を示すハート・プラスマークを独自に作成し、行政への要望をはじめ地域事業やイベント、インターネットなどで普及活動を進めています。このマークですね。これは意外と

まだ、県下でも6市ぐらいしかまだ使われておりません。全国でもまだ少ないんですけども、このハート・プラスの意味、これは身体内部を意味するハートマークに思いやりの心、人の思いやりを増やすためのマークです。そこで旭市でもこの思いやりの心、ハートをプラスするという意味を込めたこのマークを市の公共施設に表示できないかどうか伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議員おっしゃられますように、内部障害の方々の場合は、外見ではなかなか分かりづらいということで、一般社会でのそういう車いすマークのところへの駐車、そしてまた公共の乗り物での障害者のシート、そういうところでの座ったり駐車したりという場合に、当事者が本当に苦い思いをされるというケースがあるとのことでございますので、議員今ご指摘のように、ハート・プラスマーク、そういうものも行政のほうから積極的に認知をしていただくような、そういう取り組みをまずしていきたいということで、今後、市の公共施設の管理者、管理担当課と、その辺十分協議を進めまして、マークの設置、それらは前向きに考えていきたいということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 大変前向きな答弁ありがとうございます。

ぜひこれらは、まだ千葉県下でも少なく、全国でも少ないわけでございますので、旭市がやはり全国に先駆けてこういった取り組みをしているという、そういったものも、やはり住みよい旭市のまちづくりというのに共通していくのではないかな、こういうふうに思いますので、ぜひお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 引き続き一般質問を行います。

続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 17 番 日下昭治 登壇 ）

○ 17 番（日下昭治） 17番、日下昭治です。平成22年第 1 回定例会において、一般質問を行います。

質問も 2 日目になり、しかも最後ということでございますので、皆さんはお疲れのことと思いますが、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

合併 2 回目の、しかも定数を 4 名減で臨んだ選挙を勝ち抜かせていただき、こうして質問する機会を与えていただいた市民の皆様に感謝するとともに、責任の重大さを改めて痛感しているところです。執行皆様におかれましても、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

明智市長におかれましては、昨年 7 月 31 日より就任ということでもあり、21 年度事業においてのほとんどについては前伊藤市政を引き継がれ、今日に至ったことをと思いますが、これからのいわゆる 22 年度以降においては、明智イズムというか、あるいは明智カラーという表現がいいのか、選挙で示された公約実現に向け、施策が展開されるものと考えられますが、それらの点を踏まえて、質問させていただきます。

質問は大きく分け、4 点です。

では通告に沿って順次行ってまいります。

初めに、市長施政方針について伺いますが、今定例会初日の施政方針・提案理由の中で市の将来像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、そして我が旭市は日本一住みよいまちを目指していくとした六つの基本方針に沿って、詳細な計画が示されていますが、当市議会では、質問は事前通告制をとっているために、施政方針に対しての質疑をする機会がありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

前期 5 か年のうち 3 か年は既に終了されるわけですが、総合計画策定の視点の一つでもある新市の一体感を醸成することや、合併の基本理念としていた「サービスは高く、負担は低く」には幾分外れてしまい、逆に今後は負担が増すのではないかという懸念する声もたびたび聞こえてくる。市民の皆さんが期待されている行政運営をし、そして市民が合併してよかったと実感できるようなまちづくりを目指さなければならないと思いますが、そこで最初の質問、1 点目として、新年度予算編成に当たっての重点をどのようにお考えのもと、作成さ

れているのか。特に、昨日以来議論の集中があった学校の改築問題や公園整備、道路整備等については、私なりにお聞きさせていただきたいと思います。

2点目として、現在、本市は、合併算定替により優遇されている交付税や合併特例債などを活用し、公園や道路新設工事などの大型事業がどんどん進められています。その結果、21年度一般会計では国からの地域活性化対策臨時交付金も含まれますが、総額では279億6,000万円となっています。また、22年度当初予算でも269億1,000万円と大型予算が組まれています。合併による財政支援が受けられるのは時限立法であって、期限もあります。

そこで伺いますが、現状の財政状況をどのように把握されておられるのか。22年度の事業計画を見ても、単年度で終える事業よりも長期にわたる大型事業が多く計画されている。22年度の負債計上も47億4,550万円となっている。次年度以降も市債の計上が多くなることが想定されるが、市長として当然、将来の収支見通しに対するシミュレーションなどもされていると思うが、その点についてのご見解をお聞かせください。

併せて、財政課長の担当になるかと思うが、今現在、合併により財政支援されている地方交付税、それに市税収入、公債費の3点について、合併10年の優遇期限が切れる平成27年度と激変緩和期限の切れた後の平成32年度の見通しについてをお示しいただきたい。

次に、大きな2点目、基本計画の質問に移りますが、市長就任後、2回の定例会が開催され、その際、市長マニフェストに示された医療の充実から教育にわたっての27項目については、市の総合計画にほとんど入っているので、財政状況やニーズを勘案しながらスピードアップ、スピードダウンする事業を振り分けることにより、マニフェストは実現できると答弁されていたと思いますが、そのままの認識でいいのか。

それと市長は、ハード面の整備が進んだから、先ほど伊藤保議員の質問の答弁の中でも、ソフト事業を今後は推進されるというようなことを示されていますが、それと併せまして、市長の中でハート事業という言葉が出ておりますが、そのハート事業というのは、どのような事業を言われているのかを併せてお示しいただければと思います。

以上のようなことを考え合わせてみますと、合併協議会で検討された新市建設計画に掲げられた400件近い総額で570億円の計画は、本市の基本構想「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」のリーディングプランとして、10か年の前期・後期計画に分けて策定されていますが、それらすべての計画が実現できるとは考えていませんが、市長として、計画により近い実現を目指されていかれると思っていたので、その点に関してのご見解を伺います。

基本計画2点目、新庁舎建設について、18年度に新庁舎策定委員会を設置し、21年度をめどに建設計画を策定するとしていましたが、現実には発足はなかったと思いますし、基金についても20年度からの積み立てであると思います。

第2次アクションプランで、既存の公共施設の有効活用と併せ検討していくとのことですが、どのような方針でいつごろをめどに建設に着手し、また、完遂を目指されるのか、市長としてのお考えを伺います。

次に、行政改革アクションプランの質問であります。前段の質問とも重複してしまうところもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目、事務事業の効率化をし、財政基盤の強化を図りながら市民との協働体制を進めることを目的に、17年度から21年度に至る旭市行政改革アクションプランを指針とし、行財政運営をされてきましたが、今年度をもって前期の計画年度は終了しますが、計画どおり進められた事業、あるいは未達成の事業もあろうかと考えられますが、達成率、あるいは執行率という表現がふさわしいのか分かりませんが、お示しいただきたいと思います。

また、その際には、どのような形であっても検証あるいは評価しなければならないと思いますが、それら評価の判断基準とするものはあるのかを伺います。

2点目とし、今年度をもって終了する第1次計画を踏まえて、新年度以降の第2次計画になると思いますが、策定の指針において、1次計画から2次計画において考え方等変わるところがあるのか、この件につきましては前伊藤市政から明智市政へ変わられたこともあるので、お聞かせいただくものです。

最後に、広域ごみ処理場計画について伺うわけですが、1日の広報あるいは施政方針で出ることが通告時には想定できませんでしたので、通告した次第でございます。

1点目伺いますが、調査した6か所の中で、銚子市の野尻地区が有力な候補であるようですが、現時点での進捗状況について、最終処分場も含め、お知らせ願ひたい。

2点目、広域ごみ処理場計画を進めるに当たっては、本市、銚子市、匝瑳市で焼却施設、最終処分場施設を持っており、耐用年数、処分場能力にもおのおの違った形での限界があると考えられますし、計画が具体化されたとしても、利用できるようになるまではかなりの期間、年数が必要にされるのではと思いますが、その間は本市の施設は問題なく処理できるのかを伺います。

以上で1回目の質問は終わりますが、再質問は自席で行いますので、簡潔明快な答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、お答えをいたします。

初めに、市長の施政方針についてということで、新年度予算の重点施策についてのご質問がありました。

負担がだんだん重過ぎちゃうんじゃないかというような話であります。公園、道路、学校、下水道、そういった部分では、今後どう対応していくのかということであります。何回かお答えをしたと思いますけれども、公園事業は22年度をもって一応凍結をする、打ち切ると。袋公園については、拡大の公園整備というようなことも当初、説明会、地域の方々に説明をしたというようなことを聞いております。その拡大の範囲におります地権者に対しましては、せんだってきちっと説明をいたしまして、一応、袋公園は打ち切りますというようなことで説明をいたしました。

それから、道路問題でありますけれども、道路問題は、新市建設計画から基本計画に移行した道路整備はしていかなければならない、道路は本当はゆっくりやってもいいというような部分もあるのかもしれませんが、合併特例債がもう5年で終わります。そういった部分も含めまして、有利な財源を活用しながらの整備をしていかなければならないというような意味で、基本計画、新市建設計画に沿って、きちっと対応していきたいと、そんなように思っております。

学校の問題も、耐震問題、耐震診断はされました。その中で残っている学校が3校でありまして、その部分はきちんとやらなければならないことでもありますし、やはりこれも5年の財政支援期間を見据えて、きちっとやらなければならないのかなと、そんなような中で計画どおりに遂行していきたいと、そんなように思います。

下水道につきましては、計画区域が今202ヘクタールの中で165ヘクタールが終わっているわけでありまして、あとの36ヘクタールぐらいの部分、計画どおり平成23年くらいではできないというようなことで計画を延長するというようなことで、当初、議案補足説明の中で説明を申し上げたとおりでありまして、その延長が終わったら、これも下水道は凍結をする、やめるということでご理解いただければと、そんなように思っております。

また、重点施策というようなことでお尋ねがありました。

新市建設計画の中、基本計画の中で六つのまちづくりの基本方針を掲げております。それ

に沿って、二つ、三つ、それの中でご説明を申し上げたいと思います。

一つ目で「安全で魅力のあるまちづくり」として、旭中央病院のアクセス道の整備事業、そしてまた街路整備事業（谷丁場遊正線）の市役所通りまでの延伸、それから旭駅前広場等の整備事業、これも平成22年度で一応目安ができた、そんなように聞いております。

次に、「快適でうるおいのあるまちづくり」として、住宅用太陽光発電システムの設置事業、蛇園南地区流末排水整備事業等々であります。

「健やかでやすらぎのあるまちづくり」として、病院の再整備事業、乳幼児紙おむつ給付事業、子ども手当給付事業などであります。

四つ目の「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」として、学校いきいきプラン事業、学校給食センター統合改築事業、文化振興事業、今年は10月に長野県で外人として本当にまちづくりの再興を、そしてお酒の会社を再興したセーラ・カミングスさん、その方呼びながら1泊2日で来ていただきまして、その体験話やら再興のプランなどについて、旭市はどうすればすばらしいまちになるのかなと、そんなような文化講演会も予定をしているところであります。

次に、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」としては、農業の基盤整備事業、農水産物直売所施設整備事業、ふるさと産品ショップ運営事業、観光イベント事業などがあります。

「共につくる夢のあるまちづくり」としては、定住自立圏構想策定事業、これからその策定に入るわけでありますけれども、やはり議案質疑でも説明がありましたように、これから本当に1市3町が交流を深めながら、一つのまちとして形成していくための自立圏構想の策定事業があります。

それから姉妹都市・友好交流市村宿泊助成事業、また市民体育祭の補助事業、市民まちづくりの活動支援事業、こういったものを主要事業として計画をさせていただきまして、先ほども申し上げましたように、国の財政支援の終期を見据えた中で、事業の厳選を図ってきたものであります。

次に、基本計画について、基本計画と市長マニフェストとの整合性についてということでお尋ねがありました。

人口の減少、少子高齢化に加え、景気の低迷等で今後の財政状況が厳しくなることを想定し、市民一人ひとりの知恵を結集して、限られた予算を有効に活用することが重要との考えで、ハードからソフトへ施策の事業実施を進めてまいりたいと思っております。

なお、ハード事業においても、新市建設計画・総合計画に掲げる事業については、今すぐ

にやらなければならない事業を精査し、さらに合併特例債等の有利な財源措置の制度の活用を視野に入れて、事業の推進を図っていきたいと考えております。

また、継続して実施している事業、あるいは事業計画をしている事業については、これも積極的に私のカラーを出しながら推進してまいりたいと、そんなように考えております。

またお尋ねのありましたハート事業ということはどういうものかということでもありますけれども、ソフト事業というようなことの中で、よりきずなづくりのための事業として私なりに位置づけておるものでありまして、先ほど私が申しましたように、子どもたちへの支援、あるいはまた旭市の写真コンテストが行われました。また、風景、百景などの旭市をほかの地方へ発信したいと、旭市のPRをしたいと、そういったものもこれからのハート事業として進めていきたいなと考えております。

庁舎建設についてお尋ねがありました。

庁舎について、将来の見通しといいましょうか、計画はどうなっているのかということですが、新庁舎については、新市における市民の融和の象徴として、また市のシンボルとして建設の必要性は感じております。

本庁舎の耐用年数、耐震化の問題を考えますと、近い将来において新庁舎建設は避けては通れないことだと考えております。今後、新庁舎建設については市民の合意を得られるよう、検討を進めていきたいと思っております。

次に、行政改革アクションプランについて、第2次プラン策定の基本方針について、私のほうから基本方針について申し述べますが、詳しくは総務課の担当課長のほうからお答えをさせたいと思います。

合併の目的を達成するためには、行政改革が最重要課題の一つであるという認識のもとで、平成18年3月に現アクションプランを策定しました。今後においても、この認識を継承しつつ、一層厳しさを増す経済情勢の中、多くの行財政需要に対応するためには、現計画にも増した強力な取り組みが必要であると考えております。とりわけ行政改革については、政策の柱として強力に推進していかななくてはならないと考えており、その強い思いが今回の行政改革推進課の設置に至っているところであります。

以上で私のほうからの答弁を終わります。詳しくは担当課の課長の答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、1番の（2）のところ、財政の現状と今後の収支見通しということで、まず最初に、現状の把握ということでございます。現状の把握というのは、

客観的にどういう形で比較ができるのかというのが、なかなか難しいところがあるかと思います。

客観的に見るといえば、今、国のほうで出されております健全化判断比率、これが一番なのかなというふうに思っております。ここの中で、もう議員ご存じのとおり、早期健全化基準というのが定められております。ここの中では、旭市はすべて該当していないわけでございます。ただ、実質公債費比率、これが早期健全化基準では25%ですけれども、その下の18%であっても18%を境に起債のほうが許可団体になるか、もしくは許可のいない協議団体になるかと、そういうことがございます。ちなみに、平成20年度決算では18.6%でございましたけれども、これまでも質問があったのでお答えしていると思うんですけれども、平成21年度決算を見た中では、これはこれを下回るだろうと。そうすると、平成22年度の起債からは、国と協議をするだけで済む団体ということで、これは健全化判断比率のすべてをクリアしたのかなというふうには思っております。

今後の見通しということで、その中で、交付税と公債費と税収の見込みということでお尋ねがございましたので、その点につきましてお答え申し上げます。

交付税につきまして特別交付税、これは特殊事情につきまして加算される、交付されるものでございますので、今の旭市、これは8億円から9億円の間でだいたい推移していると思います。これは合併は特に関係ない数字でございますので、普通交付税で説明申し上げます。

合併後10年間、平成18年度から27年度まで合併しなかった場合、要するに旧市町ごとに算定した数字が合算されてその額が保障されると、その後5年間、平成28年度から32年度まで、激変緩和措置ということで段階的に縮小されていくということでございますので、議員お尋ねは平成27年度と平成32年度ということであったんですけれども、その終わった平成28年度と平成33年度ということでお答えしたいと思います。

普通交付税でございますが、平成20年度決算の数字、これで申し上げますと、67億3,000万円でございます。公債費、これは平成20年度決算で29億6,000万円でございます。平成28年度、普通交付税、今の見込みでいきますと、65億円から66億円ぐらいの間ではないかという想定をしております。ただ、若干国の政策により上振れしているという状況があることはございます。それと平成28年度の公債費ですね。これは32億5,000万円ほどを予定しております。

それと平成33年度、ここはもう完全に合併特例がなくなります。この段階ですと51億円から52億円ぐらいの普通交付税ではないかと、そのように思っております。公債費はこの時点

で約30億円という数字になるかと思います。

税収のほうもお尋ねでございますけれども、税収は今、非常に景気の状態、それから国の政策、それから制度の改正等いろんな議論がありまして、現段階で数字を出すのは非常に難しいという税務課の判断もありまして、今の時点では、数字はちょっと出せないんじゃないかということでございましたので、ちょっとうちのほうはそういう回答を受けておりましたので、この場でちょっとお答えさせていただければと思います。

（「上昇か下降かは」の声あり）

○財政課長（加瀬正彦） それはまた、必要であれば税務課長からお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから大きい3番の中の（1）行政改革アクションプランについての中での達成度についてのご質問でございます。

現アクションプランの計画期間はご存じのとおり、平成17年度から平成21年度までの5年間ということで、一応今年度の3月をもって計画期間が終了するということになるかと思っています。現在、次期アクションプラン策定と並行しまして、現アクションプランの実績について取りまとめ中でございます。これは5年間分です。平成21年度終了をもって数値の確定するもの等、取り組み事項もございますので、まだ今のところすべての実績というものは出ていないという状況でございます。

先ほど、判断基準というのはあるのかということでございますけれども、この行政改革アクションプラン、これはこの前の全員協議会でもご説明しましたように、自らの身を削る計画、取り組みの方針でございまして、一律に達成度がいいとか悪いとかという基準、こういったものは国・県を通じてもございません。そういった中ではございますけれども、取りまとめ中の実績見込みで若干申し上げたいと思います。

前期の計画の中で、取り組み事項として93項目ございました。こういった中で、我々の判断として取り組めたのかなということで考えているものは84項目ほどございました。そのほかに、計画期間内に実施できなかったもの、これも7項目ほどございます。主なものを申し上げますと、任期付き職員制度の導入ですとか、再任用制度の活用、あるいは行政評価システムの導入、こういったものができる部類であったということで、分析をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、前期のアクションプランの実績につきましては、取りまとめが

終わりました後には一応公表もしますし、議会のほうにも冊子にして報告したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課です。

4番目の広域ごみ処理場計画の関係でございます。1点目が現状の進捗状況、これについては、議員言われたとおり、東総広域圏の事務組合のほうで3月1日号の広報紙でお知らせしたところです。

内容としましては、東総3市のごみ処理施設は各市とも老朽化が進み、その更新が急がれております。東総地区広域市町村圏事務組合では、ごみ処理施設の広域化を推進し、既存施設を集約した広域ごみ処理施設整備を計画しております。平成20年度に新たに広域ごみ処理施設建設用地を選定するに当たり、構成3市から2候補、6候補地と最終処分場1候補地を調査対象箇所を選定し、建設が可能かどうかの調査を実施しております。調査項目については、千葉県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準に即して、法的条件としての農業振興地域か、埋蔵文化物等があるのかどうか、自然条件としては気象・地質はどうか、社会的条件としては周辺状況及び学校・民家等隣接状況、道路交通等の状況等はどうか、経済状況としては、収集運搬効率、建設コスト等の比較検討を行っております。

また、銚子市、旭市の最終処分場の埋め立て残余年数が逼迫している状況から、新設した場合と既存の最終処分場の再生事業を行った場合との比較検討も行っております。

この比較検討を受け、組合では首長会議や全員協議会等にはかり、広域ごみ処理施設及び最終処分場を同じ市において整備し、ごみ処理施設は議員が言われるとおり、銚子市野尻地区を有力な候補地としております。その中で、最終処分場についても併せて検討していくということを聞いております。

また、候補地の決定には地域住民、地権者等の理解が最も大切なことから、十分な情報提供と施設の安全性や安心なものであること等を最優先に、この事業を進めていくようになっていきます。なお、4月からこの事業については地元等に説明等を行っていくように聞いております。

次に、2番目の広域ごみ処理計画の本市の見解ということで、その中で、ごみ焼却処分場、それから最終処分場の関係のご質問でございます。

構成3市のごみ処理施設は、稼働して旭市は17年、銚子市が23年、匝瑳市が26年と経てお

り、各施設とも大変老朽化が進んでいる状況です。また、最終処分場についても、残余年数が先ほど言いましたように逼迫状況です。銚子市と旭市が今の状況で最終処分場に埋め立てるということだと、あと4年という形になります。匝瑳市においてはあと19年、この大きな違いというのは、匝瑳市については受け入れている埋め立てのものが不燃物のみと、あとは民間委託と、うちのほうと銚子市についてはごみ焼却等で出た主な灰等も運んでいるという状況ですので、こういう状況になっています。

本市としては、来年度から少しでも延命を図らなければこのままでは次の策がないものですから、焼却灰から出た主灰、これを一部民間等に委託して、埋め立ての量を減らしていく。それをすることによって、来年度については二・三年延命、今後それを暫時増やしていけば、当然延命策ができるという形で、今進めております。

以上の状況でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、再質問を行います。

施政方針等につきまして市長より詳しく説明ございました。たしか先ほども、登壇の中で発言させていただきましたけれども、施政方針に対する集中審議等が、質疑等があればこういうことが事前通告をしなくてもいいわけでございますが、本議会はそういったことができませんのでこういうことで、いろいろ詳しくは聞きたいわけでございますけれども、範囲が広いもので、ある程度絞っていききたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日来、いろいろ公園の問題、中学校の問題等々ございました。特に公園関係、袋公園の問題について議論がされたわけでございますけれども、たしか昨年の第3回の補正において、袋公園整備事業3,316万円、うち公有財産として2,056万円、確かに計上されておりました。その際の説明においては、補足説明等含めまして、どのような形で取得するかということは特になかったということを記憶しておるわけございまして、まして取得が開発基金ということで、開発基金の条例7条とかと言いましたけれども、7条というのは市長特例条項だと思うんですね。通常の運用ではなく特例条項の運用でないかと思うんですけれども、例えばそれがそうであるならば、すべて特例条項の中ですべてそういうものができるとするならば、もうそういったものは条例もあまり重視しなくてもいいのかなと、そんな感じもしますので、その辺、改めてお願いできればと思います。

それでその際は、そういった土地を買うときには基金を使う。そして今第2給食センター、今年度やはり4回になりますか、取得していましたが、その際には、やはりそれは資

金等支障なく取得してございます。金額は約同じだと思います。それらにつきまして同じような公有地を取得するのに対して、基金を使ったり、通常の補正予算を組んでやるということとは、何となく我々議員の中では、説明に対しては分かりにくいと、そういったこともございますので、やはり統一すべきではないのかなと、そんなことも思うわけでございます。そういうことと、それと飯岡中学校、今年度施政方針の中で1年延ばすというようなことが答えられたわけでございますけれども、やはり昨年9月議会の中で、このようなことを市長は答えられているんですね。飯岡中学校の建設が今耐震の問題あるいはまたいろんな部分で第一義的にやらなければならないことだと思っていますので、飯岡中学校の建設に向け、事業を進めていきたいと思います。こういったことが、重要だから早く進めると。いろんな基本設計等も含めまして、予算を組んできたかと思います。

同じ中での答弁でございますけれども、ただ、同じ回の、3回の答弁になるわけでございますけれども、本年3月23日に開催された第3回飯岡中学校校舎建設委員会に教育委員会庶務課が説明に出向き、要望付近の3案を提示し、協議していただいたところであります。協議の結果、ふれあいスポーツ公園の一部と西側を加えた案が最適であろうとの結論をいただきました。これはどこから出た話が分かりませんが、もっと、これは平成20年10月21日に建設に関する要望書、飯岡中学校校舎建設委員会委員長及び飯岡中学校校長、それで出ております場所を要望する建設候補地、飯岡支所西側、いいおかふれあい公園付近4,500平方メートルの用地、海上中学校と同規模の用地であると。いろいろ理由があります。

それに併せまして、今度は逆に、建設委員会のほうへ校長名で出ているんですね。途中経過という形で。新春の候、委員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます、これは前段はいいですね。平成20年10月21日付で市当局に提出しました飯岡中学校新校舎建設に関する要望書に対する回答、建設候補地案が下記のとおり届きましたのでお知らせします。いろいろ3案が写真で説明されていると、同封資料だと。同封資料3案のうち、B案が有力である。その理由として、早期に用地取得が可能である。建設予定地4万5,000平方メートルですね。ふれあい公園の南側半分を公園として残すことができ、建設後も引き続き市民のために公園として使用できる、新たな公園を造らずに済み、経費面でも現実的である。上記の理由から校舎の建設に早く取りかかると、そういったいろんな事由はあります。しかし、そういったものが過去にあった中で延ばさなければならなかった、そういった決定をどのような形でされたのか、経緯があらうかと思います。その辺も併せてお願いできればと。

それと、道路関係、昨日の一般質問の中でも出ていましたけれども、海上飯岡連絡道ですか。市長は新市の建設計画に載っておるということを言われたと思いますけれども、新市建設計画はこれですよね。ここにはないんですよ。ただ、解釈の中では、道路・公共交通網の整備の中において、道路新設事業として国道126号・海上町道0207号線ということで載っているんです。その辺は新市の建設計画が無視されたものなのか、その辺。

それと下水道の見直しをただいま申し上げたわけでございますけれども、下水道の見直し案ということで、我々のところへ構想見直し案ということで、これは既に公告されているものと思います。これは公告は下水道事務所だと思います。通常市民がそこで意見を求めている、多分意見はないと思います。多分これはそのまま進むものだと思いますけれども、その辺を見直しするということであれば、こういった委託費二百数十万円かけてあるわけですが、その辺をしっかりと見直しをすべきではないかと思います。その辺を含めてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 飯岡中学校の問題は、そのときの経過につきましては詳しく聞いておりますけれども、担当課がずっとやっておりましたことでもありますので、担当課のほうから詳しく説明をさせたいと思います。

道路の問題でありますけれども、飯岡海上線連絡道といいたいでしょうか、その問題がないということでもありますけれども、先ほど申されましたように、国道126号線から海上町道0207号の計画ということで理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから下水道の問題でありますけれども、下水道の調査費については、今回の調査費は平成23年度で終わらないから平成23年から24年に延ばしてやるという計画変更の調査費でありまして、せんだって全員協議会でお見せをいたしました将来構想の下水道整備というような部分の構想というものの調査費ではないということで聞いておりますので、その辺も下水道課のほうから詳しく説明をさせたいと思います。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

袋公園に関連するご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうから、昨年第3回定例会において補正予算について説明がなかったと、また土地開発基金の条文がおかしいのではないかという、こういうご質問でございます。

確かに、土地開発基金を活用して取得したというのは昨日ご説明いたしました、条文につきましては、第1条の目的に沿って市長が定めることについて取得ができるという規定がございますので、それを適用して取得をさせていただいたということです。

それから本会議で説明がなかったというご質問であります、昨日も申し上げておりますが、昨年6月の所管の常任委員会におきまして経過報告をいたしました。その際には、土地開発基金を活用して取得をすると、また次の議会、9月の定例会に関連する補正予算を提案させていただきたいということを6月定例会の常任委員会で申し上げております。また、9月の常任委員会におきましても、補足説明申し上げまして、ご承認をいただいたと、このように理解しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡中学校の関係についてお答え申し上げます。

日下議員ご指摘のように、昨年飯岡の学校検討委員会に市からお示した3案のうち、公園の一部と土地改良事業で創設される予定の非農用地3ヘクタール、都合4.5ヘクタールを使って飯岡中学校の移転建設をしようと、そういったことでお話をしたところでございますけれども、その当時の計画といたしましては、いわゆる公園の敷地はもう既に市のものがございますので、そこで一つの開発の申請ができるだろうと、あと非農用地につきましては、使用可能な平成24年になれば申請ができるだろうということで、二つの開発許可申請ができるものとして予定をしていたところでございますけれども、いろいろご相談申し上げましたところ、これは一つの事業としてすべきじゃないのかというようなこともございまして、いわゆる非農用地が使用できる平成24年に申請ができるということから、結果として終わりの年度が1年ずれてしまうと、そういったことございまして、いわゆる都市計画法に基づく開発許可申請のできる時期がずれてきた、そういったことが大きな理由でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 2月18日に全員協議会の際に、污水適正処理構想のご説明をさせていただきましたが、それにつきましては、平成20年度、平成21年度、2か年で業務を終了させていただきました。そういう意味でも完結しているということでございます。来年度計上させていただきました見直しにつきましては、議案の説明のときにもご回答いたしました、現認可の完了年度が平成23年度で満了するというこの中で、認可区域202ヘクタール

が変えずに整備期間のみ三・四年を延伸するというこの中で、それも含めまして、現在千葉県で見直しております本市の上位計画というのがございます。それをまず、いわゆる環境基準を守るために策定するものでございますが、名称といいますと、九十九里・南房総流域別下水道整備総合計画における人口あるいは計画汚水量等の計画値が現全体計画というのがございますが、それと整合がとれたかというものを検証するための業務でございます。

これにつきましては、なかなか委託しないと、我々直営でできるものではございません。やはり専門的な技術者がそういう技術的なものを踏まえまして策定するものでございますので、それは委託するということで処理させていただきたいということでございます。

（「委託費は」の声あり）

- 下水道課長（佐藤邦雄） 委託費は約200万円強でございます。
- 議長（林 一哉） 日下昭治議員。
- 17番（日下昭治） 市長、0207号線というのは、今、公道ではないんですよね。そうですね、建設課長。0207号線はセーブオンのところに通っている道路でありますから、その辺との整合がおかしいんじゃないかなということを、また後でお願いしたいと思います。

それと、都市整備課長、常任委員会で説明をしましたということですが、私は本会議で説明がなかったんじゃないんでしょうかと言ったんですね。本会議で説明があれば、そこで質疑ができるんですよ。常任委員会に所属していなければ分からないで終わっちゃうんですね。であるから、定例会になぜそういうことを補足説明なり、説明を加えなかったのかなということを言っているわけですので、であるから通常その時点で、我々とすれば、第3回に補正を組まれた時点でそのお金で買うものと思っているんですよ。もう既に取得したものを、開発公社の開発基金で買ったものをこっちへ変わるなんていうことは到底考えていませんから、そういうことの中において、なぜ給食センターはそんなことをやったのに、なぜ公園はそんなことなんだという、その相違は何だということを言っているわけだから、その辺をしっかりと市長として施政方針ということは、今後の市政をやる中ではぜひお願いしたいなと思います。そうでないと、我々は分からない、市長も議員から出ているわけですから、ほかの委員会は出席していない、所属していないと分からないわけです。であるから本会議でそういったものはよく説明してほしいと、そういうことでございます。決して計画に反対しようとかそういう意味ではございませんので、そういうことをぜひお願いしたい。それについては後で、お願いしたいと思います。

下水道、二百二十何万円の委託費がかかるんですね、これをやるのに。そしてもう既に公

告してあります。それであっても、多分市民からの意見を求めますと言っても、まずないと思います。それも下水道の事務所からの公告ですから。そういった面もぜひいろんな面で市民が周知して、本来本当に必要かと。市長が下水道を見直しますということですから、当然県の環境計画などいろんなものがあるかと思います。しかし、そういうものがペナルティーがあるのかないのか、また後ほどお願いしたいと思います。

学校関係、やはり学校も決して反対しているわけではございません。学校の子どもたちの環境のためにぜひ早くやってほしいんだと。早くやるためにいろいろな努力をしてきたと思いますが、たまたま1年先に延びるということが、その辺は今までのものを反省すべきものがないのかなと。それと併せ、市長、市長はいろんな昨日からの答弁の中で、当時のことであって、私はよく分かりませんということも何回かちょっとお聞きした部分があります。私の勝手な理解かも分かりませんが、そういうことが常にこういうことがあるということが決していいとは思いませんので、それがいいのか、あるいはそういったことがないように、遺憾だなという感じがあるのか、その辺も最後この項目についてお願いできればと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 何点が再質問がありましたけれども、重点施策の不統一というような部分で先ほど都市整備課のほうで、基金を使ったり一般会計でやったりというような部分でご指摘がありましたが、今後そういうことがないように、一定のルールを作りながらきちっと本会議で報告をしたいと、そんなように考えております。

また、学校の問題につきましては、あくまでも法をクリアをしなければならないと。法が18年、19年度に変わったというようなことも聞いておりまして、それ以前の計画だったようでありましたので、その法がクリアできなくなったというようなこともありまして、飯岡中学校はどうしても開発行為を一体でやらなければならないということになりまして、1年遅れるような事態になった次第であります。

前任者のやったことだからというような話は何回かしたというような話を日下議員のほうからご指摘がありましたけれども、それはそういうことを1回、2回言ったかもしれませんが、きちんと私の責任において、今後、前市長とは違った方向で頑張っていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

飯岡海上連絡道の問題は建設課のほうで、私の錯覚でちょっと名称を間違ったもので、建

設課のほうで説明をさせます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路の関係ですけれども、日下議員が言われたように、一番当初は大坂を通っていくような形で計画しておりましたけれども、補助事業をもらう要項としまして、今の坂をそのまま使って延伸するということでは補助事業にならないということで、せっかくできたあのいい道路をまた壊して、またあれを作り直すとなると、坂道になっておりまして、やっと落ちついた状況になっておりますので、それを壊してまでもということで、一番当初計画した鶴巻小に行く道路ではなくて、地区の要望も加味しまして、せっかくできている道路をそのまま生かして、もう一本作ったほうがいいじゃないかということで、下に行ったような経緯がございますので、その辺ちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ありがとうございます。

いろいろ、この道路についてもいろいろ地域住民の要望ということであろうかと思います。いろんな要望があろうかと思います。特に道路の整備等の要望はかなりある、300近くあるという話も先日お聞きしましたけれども、道路関連の一般会計予算を見てみますと、道路維持補修等については1億円ちょっと、1億1,800万円ですか。あるいは新設については2億2,000万円くらいですか。そういった形の中で、思った割に少ないんですね、地域に密着した部分は。その辺がいろんな面で財政状況等も厳しい中で、そういうことになるんだろうと思います。その辺は今後、いろいろまたいろんな面でお聞きしたいと思いますが、その辺先に進めていきたいと思っています。

交付税等について、平成28年、平成20年と比較して、六十五・六億円だろうと、普通交付税で。そして平成33年になりますと、50億円か52億円、それは一本算定になったときの話だと思います。公債費を見てみますと、平成28年32億円、平成33年で30億円、2億円は減りますが、そんなに減らないと。市税はといいますと、多分市税は下降に行くんじゃないかと私は予想ですから、そうしますと財政は厳しくなるということだと思います。

そして公債費、払うものは今どんどん事業をやっておるのは合併特例債なり臨時財政対策債、利息も高いというわけじゃない、利息も払いながら臨時財政対策債だってやっているわけでございますので、しかし、支払いをする時点において、交付税として入ることが少なくなるだろうという想定をされているということだと思います。それで、当然そういった裏づ

けは多分あると思います。これは交付税法、ここにあるんですけれども、交付税法第6条、交付税の総額、所得税及び市税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の100分の34、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入の100分の25をもって交付税の総額とすると、多分そういった形を考えると、国は当然、平成の大合併もそうであるように、交付税を地方に回す金を減らすべく合併したんじゃないかなと、あめとむちと言いますけれども、そして合併をしなかったらこの交付税が来ないか、ペナルティーがあるかといったら、そうではないみたいですね。合併をしない宣言をした町、矢祭町、交付税がほぼ同じ水準で来ているそうです。そしてもう数年前ですけれども、合併直前だったんですけれども、そこに視察しに行ったとき、当時、根本町長ですか、その方がおりましたけれども、合併をしなくて大丈夫かと言ったら、いろいろのことをやることによって、合併をしなくても何とか立ち行くことができるというような話もされていました。議員はかなり厳しい、日当制をとっているようですので、我々と比較するとかなり厳しい。当然年額90万円ぐらいだそうですから、厳しいかと思います。

しかし、当時、僻地関係の交付税等入っている関係で、水道はもう、ほぼでなく、全世帯まで水道が引かれていたと。いろんな面で昨日も水道の問題が出ていましたけれども、水道は今度10メートル以降は個人が半分、市が半分で。10メートル以内だったら100%個人持ちということになるのかなと思います。そうしますと、これ普及しようといってもなかなか普及できない。そういった中で、そういったインフラ整備をある程度考えなければならないんじゃないかなと。

そしてまた、交付税等の措置も減る、市税の収入もそんなに見込めない。そういったことを考えなければならないんじゃないかなと思います。そういったものを考えた中で、多分こういった今後の基本計画をされていくものだと思いますけれども、もう1度その辺、しっかりした総額等含めまして、減らそうという国の施策に対する、本市ではどのような対応を考えていくのか、その辺は行政改革ということになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、前段といたしまして、これまでも実は、有利な今できること、それが将来に負担を残さないだろうということがございましたので、まず、市債の関係は、何人かの議員にもお

答えしましたがけれども、極力交付税算入のあるもの、これを選んで借りる、事業を厳選していく。これはもう基本でずっとやってきたと思います。それと、ここに来て、保証金免除の繰上償還ができるということがございましたので、5%以上の起債については、一般会計においてはすべてもう繰上償還を今年度で終わるということになります。これは将来に対する利子の軽減になる。それも将来負担の軽減につながるものだとということでございます。それと、まず合併特例債なんかも、例えば学校の耐震も、合併してから重点事業ということで進めて実施してきたわけでございますけれども、これも10年で返し終わるというような、要するに期間の短い借り入れを行ったと。というのは、合併特例のある期間に返せるものという形で進めたほうがいいだろうと、そういう考えもあって、期間を短く借りてきたということです。

実際に今、学校なんかは負担の公平性、将来に向かってすべての人が使うということで耐用年数等勘案しまして、長く借りられるわけなんですけれども、そういったものは短くしてきたと。今、臨時財政対策債は取りあえず20年で借りています。ただそれ以外のものは極力短くできるものは短くして、将来負担を軽減していくという形でやってきたということをご理解いただきたいと思います。

ちなみに、今のところの推計でいきますと、公債費、いわゆる元利償還金の最大のピークは平成27年度であろうということで見込んでおるところでございます。

あともう一つ、今年度22年度の当初予算を策定する段階におきましては、各課にこういった形の今、議員にお答え申し上げましたように、将来的に15億円ぐらいの交付税が減りますよというのは、きちんとお話をさせていただきました。そこを目指してソフトランディングしていかなければならないでしょうと、要するにそこに行って急に減らすというのは無理ですから、軟着陸をしていくというような表現を使わせていただきました。そのための努力を職員もしてくださいよということをお願いしたところでございます。そういったところの意識をつけながら、今回は予算編成をしてきたということで、職員はそれを十分感じているんだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よく分かりました。

たしか平成21年度の交付税は大きいですね、81億円ですか、ありますけれども、これを一本算定したときには15億7,000万円ぐらいですか、減るわけですね。そして交付税措置さ

れているという臨時財政対策債、合併特例債、通常の中でも半分ぐらい交付税措置をされるんじゃないですか。そうしますと、そういったものを含めて、本来ならばそういった事業がどんどん多くなれば、交付税が増えるという我々は認識をしてしまうんですけれども、これ、平成16年合併をしないときには1市3町で73億1,000万円、平成17年は75億円、若干上がっています。平成18年は76億円、しかし、平成19年になると70億円、平成20年は75億円ですけれども、そんなに合併特例債なり臨時財政対策債を使っても、そういったものはまだ、元金の返済があるのかなのか分かりませんが、そういったもので、交付税が増えている見込みがないと。

そうしますと、先ほど交付税総額というのを、多分国も、恐らく総額は先行き見通しが悪いというのを見ているのではないかなと、そういう形の中で、見ていると思います。消費税の問題等もあって、消費税が上がればまた上がるかと思いますが、しかし、そういったものがいろんな中で市民に負担になるようなことがあっては困るわけですので、ぜひその辺を、行政運営する上においては十分その辺をお願いしたいなと思います。それらについて、もう1度だけお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに普通交付税の算定に当たりましては、それぞれ単位費用等すべて計算しまして出していくわけなんですけれども、その単位費用の改定もあると。それは若干、ものによって、そのときの政策でこれを重点的に支援しようというのは若干単価が上がったりします。それによって数字が変わってくるというのはこれまでもございました。この辺がどうなるかというのはなかなかやはり、私どものところではすべて見通すのは難しいというのはご理解いただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるように、交付税に充てる財源というのは、先ほどの32%、法人税の34%というのはこれはもう決まっています。ですから入るものが決まっている中で、どのように配分していくかというのは確かにあると思います。ただ、国のほうがこれまでお約束してきた、例えば合併特例債であるとか臨時財政対策債であるとか、こういったものの交付税算入というのは、やはりルールどおりきちんと計算していただいているというところがあります。ただ、その前段となります、確かに過去において多く交付税算入されているという起債が変更になった事例は確かにあります。

これは例えば事業費補正を単位費用に振り替えますよという形でやられたりとか、交付税

算入のパーセンテージを下げますよという形でやってきた。これは小泉内閣のときにそれが行われました。それで交付税がぐんと減ったという経緯も確かにあります。ですけれども、そういったところは十分これからも見通しながら、財政を考えていかなければいけないということは肝に銘じて進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よろしくお聞かせいただきたいと思います。

次に移ります。

基本計画の中で、時間もだいぶ進んできましたので、マニフェストの整合性については、その辺は機会がありましたら、また市長、よろしくお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

庁舎建設等については、恐らくこの本庁舎というか、ここの場所はかなり耐用年数とかいろんな面であれしていると思いますので、恐らく市長、この任期中にはある程度めどを出したいということをお考えじゃないのかなと思いますけれども、その辺は市長、ありませんか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどお答えしましたように、必要といいましょうか、耐震の問題とかいろんなことを考えれば、そういうようなことも視野に入れなければならないとは思いますが、今、財政が今も議論がありましたように、財政の問題がありますし、各支所、支庁、その問題の絡みもあります。まだまだ使える支庁があるということもありまして、その辺で、今が適当な時期なのかというような部分、まだこの任期中にその方向性、スケジュールを出すというようなことはできないと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、庁舎の関係はだいぶ先に行くんだろうということで、市民にも聞かれたときにも、今そのようなことはないらしいよと、もう少し先に情勢を見ながらということだということで、認識させていただきたいと思います。

次の3番目の行政改革アクションプラン等について、冒頭でも申し上げさせていただきましたが、市長が代わったからということでお聞きしたいということでございます。明智市長の中でのカラーを十分出しながら進んでいただけると、そんな形だろうと思います。そういうことで、よろしくお願いいたします。

達成度については判断基準はないと。しかし、ある程度、事業を起こしたときには振り返ることも必要だと思います。そういったものをいろんな面で、今後考えてほしいなということも要望の一つでございますので、よろしく願いしたいなと思います。

それと行政改革を進める中で、行政改革推進課という話が出ましたけれども、これ、行政改革推進課、それと子育て支援課ですか。行政改革しようということで、もう少しスリムしようということをする中で、課が増えていくということは何だろうか、逆行するんじゃないかと、その辺は何か指針とするものがあると思いますが、市長、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにご指摘のとおり、行政改革をしながら課を増やすということは、聞きようによっては本当にちょっと整合性がないなという部分がありますけれども、今必要なのは、やはり財政再建といいたしましうか、財政健全化といいたしましうか、そういった方向に向けていくためには、今いろんな行政の中でも、組織の再編やいろいろな施設の再編、合理化、それを今やるのには、総務課の中での行政改革ということだけでは少し仕事が多過ぎるというような部分もありますし、本来やはり行政改革というのは、きちっとした一つの部屋で推進していかなければというような思い、それとまた、行政改革推進課を設けるに当たって、私も聞いたんですけれども、課長を置いたり人員を配備したりして、どれだけ負担が多くなるのかというようなことも聞きましたら、そんなにも多くなると、今まで主幹の人が課長になるというようなことでありますので、そういった部分ではそんなにも負担は多くなるといふことでありますので、そうしたら専門の課を置いてもらいたいというようなことで、今計画をしているところであります。

もう一つの子育て支援課のほうは、何回も言っているように、少子化に歯止めをかける、少子化をしてはいけないと、そんなような思いの中で、少子化担当の課を作りたいと、支援の課を作りたいというような思いで、今回計画をさせていただいているところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、次に進みたいと思います。

最後のごみ処理場計画の関係でございますけれども、野尻地区の2か所のいろいろ調査ポイント、そういったものを総合点で高く評価されているところ、A地区が47点、B地区が45

点と、それでその地区が有力だよということで、ここに書かれているわけですが、聞くとところによると、うわさ程度のことが分かりませんが、この時点ではまだ、そこが有力だよということでございますけれども、銚子市のほうではもう既に、銚子市でやるといふ説明会等が開かれているということで、その辺は環境課長で聞いているものはないんでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 私のほうでは直接は聞いていないんですけれども、東広のほうでは、昨年12月に市長の地区の説明会、全体の説明会の中で病院事業関係、それからイオン関係、あと広域ごみ関係3点を一緒にやったというふうには聞いております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私、トップと言うから、東総広域市町村圏事務組合管理者は明智市長がトップですので、この辺というのは話はございせんかということなんですけれども、今、銚子で言ったのを併せて、市長ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東総広域市町村圏事務組合の管理者ということで、3市の首長会議を何回かやらせていただきました。先ほどの調査結果の中で最高点をとったところ、とったというのはちょっと表現がおかしいんですけれども、最高の点数をもらったところでやろうというようなことが妥当ではないかというような、当初いろいろ3市長の中では話もあったんですけれども、それが調査もしたし、そういった部分で正当性ではないかというようなことで、銚子市にまず候補地としてお願いをしてもいいのかというような部分で、野平市長にお願いをしました。

お願いをしましたら、最終処分場も一緒にやらなければ、最終処分場のほうがデメリットがあると。その中でごみ焼却場だけ請け負って最終処分場のほうもそのところでやってもらわなければならないというような話し合いになりまして、そういった今の状況になったわけでありまして、先月の東総広域市町村圏事務組合の議会全員協議会で、そのことについては了解をいただきまして、銚子市で今回やると、4月1日からの稼働だと思いますけれども、4月1日に東総圏の職員を銚子市にある程度分駐させまして、常駐させまして、精力的にやっていきたいというようなことを野平市長も言ってくれましたので、そういう方向で今動いて

いるところであります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 時間が若干残っていますけれども、質問もほぼ、最初の問題を繰り返すことができませんので、また後ほどの機会にできればと思います。

やはり議会は、市長のみでなくして、議会もかなり責任あると。かなり責任は重大だと思っています。でありますので、やはり議案等においては、しっかりした説明を今後お願いしたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は23日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時32分